

# 第2期串本町子ども・子育て支援事業計画

(令和2年度～令和6年度)



令和2年3月  
和歌山県 串本町

## はじめに

現在、わが国では少子高齢化や核家族化の進行、地域社会の活力低下など、家族や地域における子育て機能の低下により、子育てに不安や孤立感を感じる家庭も少なくなく、子育てを社会全体で支え合う仕組みの構築が必要となっています。

国においては、平成24年に「子ども・子育て関連3法」が成立し、平成27年4月からは幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上をさらに進めるため「子ども・子育て支援新制度」が実施されることとなりました。

本町においても、前計画である「串本町次世代育成支援行動計画」を継承し、新たな制度に基づいた「串本町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、平成27年度から妊娠期から学齢期に至るまでの子育て支援事業を積極的に推進してまいりました。

このたび、計画の期間が令和元年度で終了することから、これまでの取組みの成果と課題を踏まえ、令和2年度から令和6年度までを計画期間とする「第2期串本町子ども・子育て支援事業計画」を策定いたしました。

この策定にあたりましては「地域の温もりで子が育つまち串本」を基本理念とし、子育て家庭のニーズに応えていくための課題を把握し、安心して子どもを産み育てられ、子どもたちが健やかに成長できる環境づくり、安全で快適な地域社会の実現を目指すこととしております。

最後に、本計画の策定にあたり、ニーズ調査にご協力いただきました町民の皆様、貴重なご意見・ご提案を賜りました串本町子ども・子育て会議の委員の皆様をはじめ、関係者の方々に心から感謝申し上げます。

令和2年3月

串本町長 田 嶋 勝 正

## 目次

第1章 計画の策定趣旨 .....	1
1 計画策定の背景と趣旨 .....	1
2 計画の法的根拠と位置づけ .....	2
3 計画の期間 .....	2
4 計画の対象 .....	2
第2章 串本町を取り巻く状況 .....	3
1 人口の状況 .....	3
2 人口動態 .....	5
3 世帯・就業の状況 .....	10
4 保育所、幼稚園、認定こども園、小・中学校の状況 .....	13
5 ニーズ調査アンケート結果の概要 .....	15
6 団体・事業所等アンケート結果の概要 .....	36
第3章 第1期子ども・子育て支援事業計画の評価 .....	39
1 達成状況について .....	39
2 分野ごとの主な課題と今後必要な取組み .....	40
第4章 計画の基本的な方向性 .....	43
1 計画の基本理念 .....	43
2 計画の基本目標 .....	44
3 計画の体系図 .....	46
第5章 施策の展開 .....	47
基本目標1 地域で子ども・子育てを支援する環境づくり .....	47
基本目標2 子どもの健やかな成長を支える環境づくり .....	51
基本目標3 子育てと仕事を両立できる環境づくり .....	57
第6章 事業量の見込みと提供体制 .....	59
1 教育・保育提供区域の設定 .....	59
2 教育・保育における量の見込みと確保方策 .....	60
3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策 .....	62
第7章 計画の推進にあたって .....	68
1 計画推進にあたっての各主体の役割と責務 .....	68
2 国・県との連携 .....	69
3 教育・保育施設の一体的提供の推進 .....	69
4 教育・保育の質の向上へ向けた取組み .....	69
5 子どもの環境を取り巻く国際化への対応 .....	69
6 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保 .....	69
7 計画の進捗状況の点検・公表 .....	70

資料編	71
1 串本町子ども・子育て会議条例	71
2 串本町子ども・子育て会議委員名簿	73

## 第1章 計画の策定趣旨

### 1 計画策定の背景と趣旨

国では平成 24 年に待機児童の解消や幼児教育・保育の充実を主な目的として、就学前の子どもの教育・保育及び地域子育て支援にかかる新たな制度を実施するため、「子ども・子育て支援法」を柱とした「子ども・子育て関連 3 法」が制定されました。

この関連 3 法に基づき、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進していく「子ども・子育て支援新制度」が平成 27 年度から施行されることになり、この新制度施行に伴い、質の高い幼児期の学校教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供を図ることとなっています。

本町においては、『地域の温もりで子が育つまち串本』の基本理念のもと、まち全体をあげて総合的な子ども・子育て支援を推進できるよう、平成 27 年 3 月に「第1期串本町子ども・子育て支援事業計画」(平成 27 年度～令和元年度) を策定してきました。しかし、全国規模で進行する少子高齢化や都市部を中心とする待機児童の増加、就労形態の多様化や女性の社会進出に伴う低年齢時からの多様な保育需要の高まり、さらには令和元年 10 月からは幼児教育・保育の無償化が始まるなど、これらの中まぐるしい子育て環境の変化に対応していくことが求められています。

本町では以上のこと踏まえ、子どもの健やかな成長と子育て家庭を町全体で支援する子育て施策を推進するとともに、教育・保育事業の量と質を充実し、町の子どもとその保護者がいつまでも幸せに住み続けることができるよう、「第2期串本町子ども・子育て支援事業計画」を策定します。

## 2 計画の法的根拠と位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画です。また、次世代育成支援行動計画については、義務策定から任意策定に変更されていますが、すべての子どもと子育て世帯を対象として、本町が推進する子育て支援施策の方向性や目標を総合的に定める観点から、子ども・子育て支援事業計画と一体的に策定します。

また、本計画は、上位計画である「串本町長期総合計画」や、その他関連計画、「子どもの権利条約」が定めるあらゆる子どもの人権の尊重と子どもの最善の利益を考慮して策定しています。

## 3 計画の期間

本計画の期間は、令和2年度から令和6年度までの5か年とします。計画最終年度である令和6年度には計画の達成状況の確認と見直しを行います。

平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
第1期串本町子ども・子育て支援事業計画					第2期串本町子ども・子育て支援事業計画				

## 4 計画の対象

基本的に、生まれる前から乳幼児期を経て、青少年期に至るまでの、子ども・青少年との家庭とします。

施策の内容により、必要に応じて対象の年齢に幅を持たせる等、柔軟な対応ができるよう努めます。

## 第2章 串本町を取り巻く状況

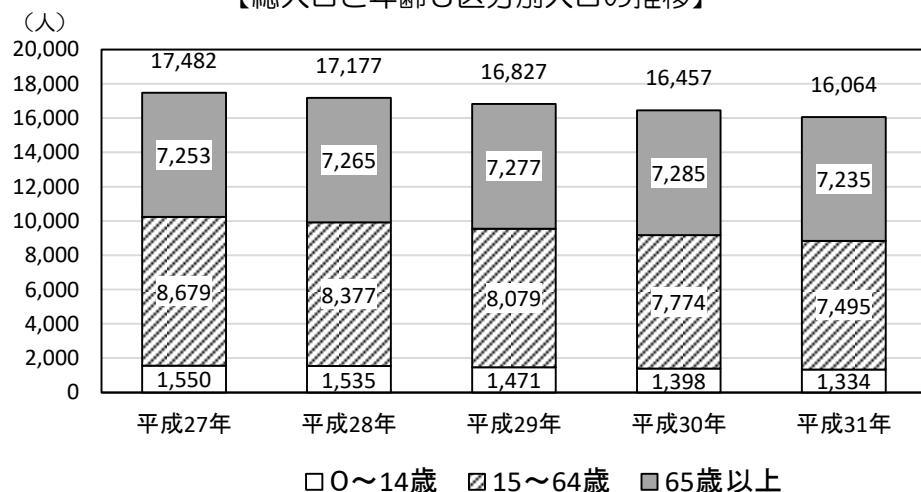
### 1 人口の状況

#### (1) 人口の推移

串本町の総人口についてみると、年々減少傾向にあり、平成31年4月1日現在の人口は16,064人となっています。

年齢3区分別の人口の推移についてみると、年少人口(0~14歳)、生産年齢人口(15~64歳)は減少傾向となっています。老人人口(65歳以上)は平成30年までは増加傾向を示していましたが、平成31年には減少に転じています。

【総人口と年齢3区分別人口の推移】



【年齢3区分別人口比の推移】

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
0~14歳	8.9%	8.9%	8.7%	8.5%	8.3%
15~64歳	49.6%	48.8%	48.0%	47.2%	46.7%
65歳以上	41.5%	42.3%	43.2%	44.3%	45.0%

※小数点第2位以下を四捨五入しているため、数値の合計が100.0%にならない場合があります。

資料：住民基本台帳（各年4月1日）

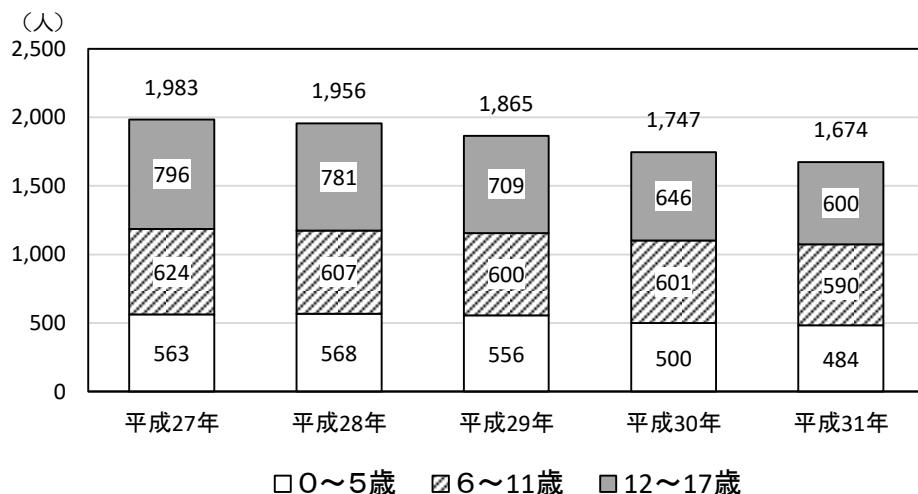
## (2) 児童人口の推移

17歳以下の人口の推移についてみると、年々減少傾向にあり、平成31年4月1日現在の人口は1,674人となっています。

年齢3区分別の児童人口についてみると、すべての年代で減少傾向となっており、特に12～17歳は平成27～31年にかけて減少幅が大きくなっています。

また、人口比についてみると、平成27年と比べ、平成31年では12～17歳の人口比は減少していますが、0～5歳、6～11歳の人口比は増加しています。

【児童（0～17歳）人口総数と年齢3区分別児童人口の推移】



【年齢3区分別児童人口比の推移】

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
0～5歳	28.4%	29.0%	29.8%	28.6%	28.9%
6～11歳	31.5%	31.0%	32.2%	34.4%	35.2%
12～17歳	40.1%	39.9%	38.0%	37.0%	35.8%

※小数点第2位以下を四捨五入しているため、数値の合計が100.0%にならない場合があります。

資料：住民基本台帳（各年4月1日）

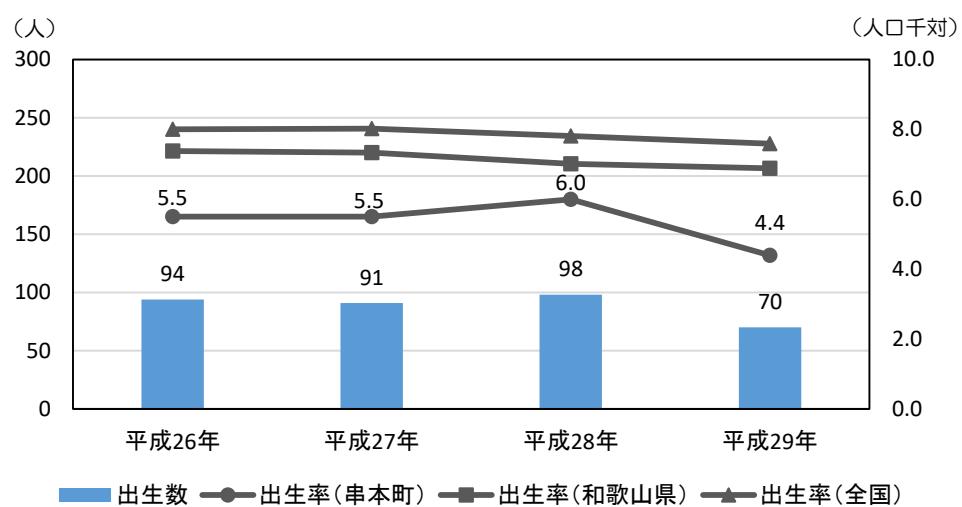
## 2 人口動態

### (1) 出生数・出生率の推移

出生数の推移についてみると、平成29年の出生数は平成26年と比較して24人減少し70人となっています。

出生率についてみると、平成29年の出生率は平成26年と比較して1.1ポイント減少し、4.4となっています。国・和歌山県の平均値と比較すると、国・県の平均を下回る形で推移しています。

【出生数・出生率の推移】



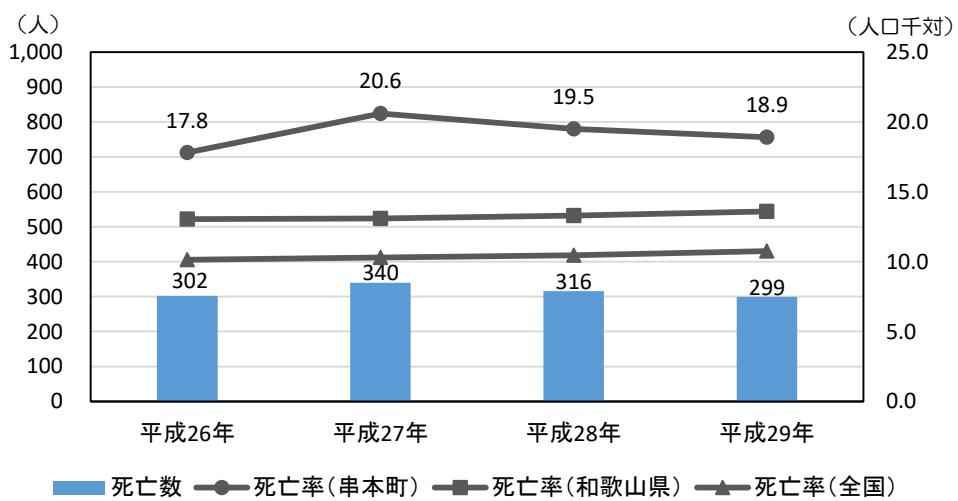
資料：和歌山県人口動態調査、住民課

## (2) 死亡数・死亡率の推移

死亡数の推移についてみると、平成 29 年の死亡数は平成 26 年と比較して 3 人減少し 299 人となっています。

死亡率についてみると、平成 29 年の死亡率は平成 26 年と比較して 1.1 ポイント増加し、18.9 となっています。国・和歌山県の平均値と比較すると、国・県の平均値を上回る形で推移しています。

【死亡数・死亡率の推移】

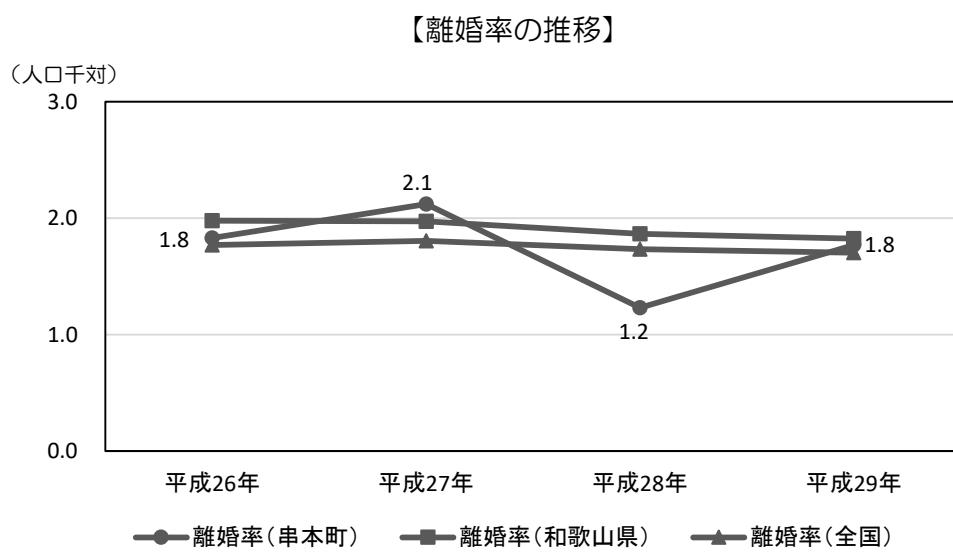
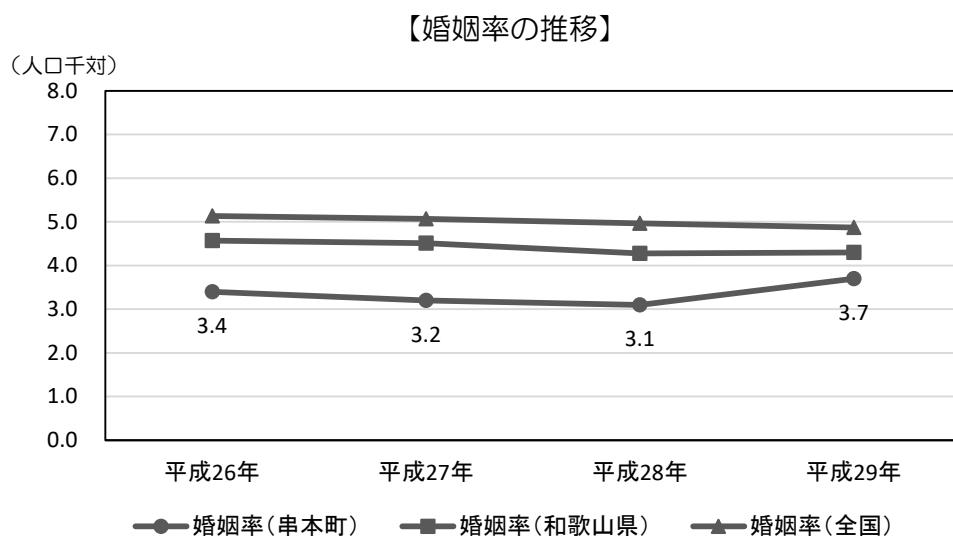


資料：和歌山県人口動態調査、住民課

### (3) 婚姻率・離婚率の推移

婚姻率についてみると、平成29年の婚姻率は平成26年と比較して0.3ポイント増加し3.7となっています。国・和歌山県の平均値と比較すると、国・県の平均を下回る形で推移しています。

離婚率についてみると、平成29年の離婚率は平成26年と比較して同じ水準となっていますが、国・和歌山県の平均値と比較すると、平成28年は国・県の平均を下回っていましたが、平成29年では、国の平均を上回り、県の平均を下回っています。

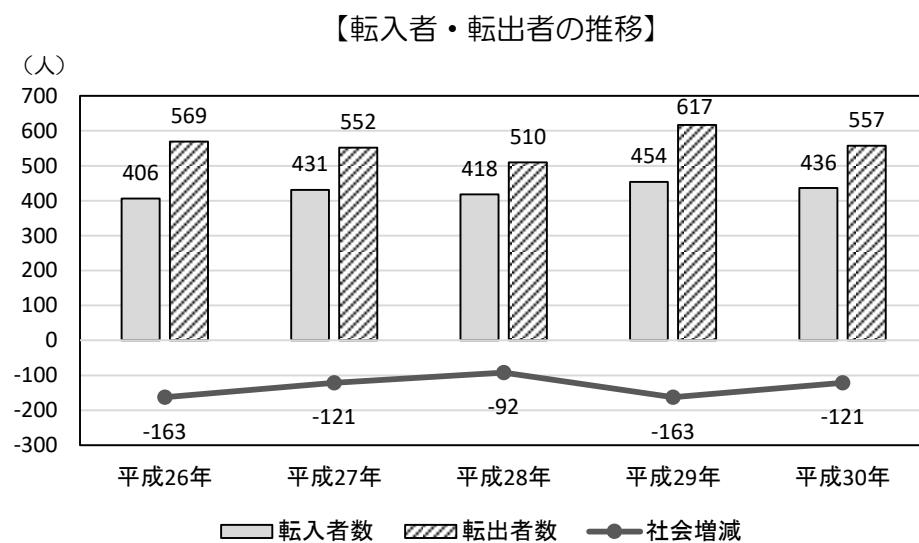


資料：和歌山県人口動態調査、住民課

#### (4) 転入者・転出者の推移

転入者・転出者の推移についてみると、転入者数については平成 26 年と比較して平成 30 年では 30 人増加し、436 人となっています。また、転出者数については、平成 26 年と比較して平成 30 年では 12 人減少し、557 人となっています。

社会増減についてみると、転出者数が転入者数を上回る転出超過の状態が続いています。

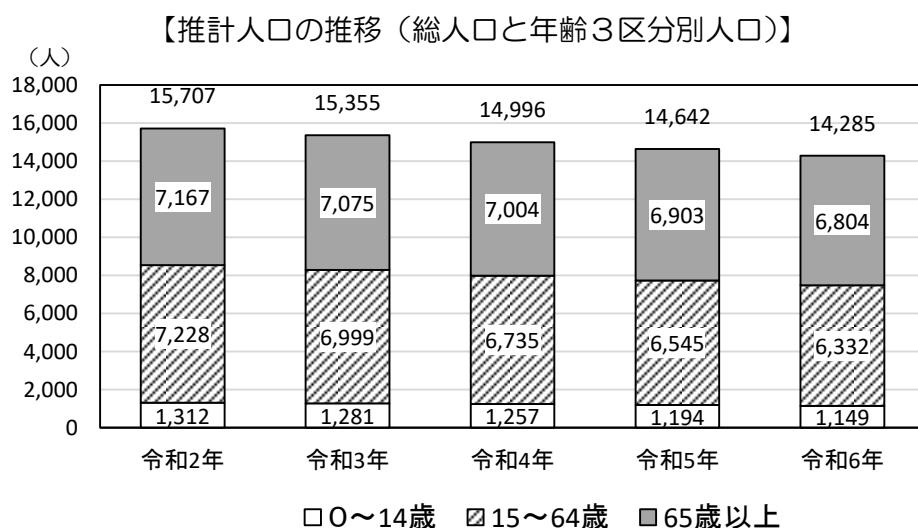


資料：和歌山県人口動態調査、住民課

## (5) 推計人口の推移

住民基本台帳の実績をもとにした人口推移についてみると、計画最終年次である令和6年の推計人口は14,285人となっています。

年齢3区分別の人口比についてみると、年少人口、生産年齢人口は減少傾向を示している一方、老人人口は増加傾向を示しており、少子高齢化が一層進行すると考えられます。



【年齢3区分別人口比の推移】

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
0～14歳	8.4%	8.3%	8.4%	8.2%	8.0%
15～64歳	46.0%	45.6%	44.9%	44.7%	44.3%
65歳以上	45.6%	46.1%	46.7%	47.1%	47.6%

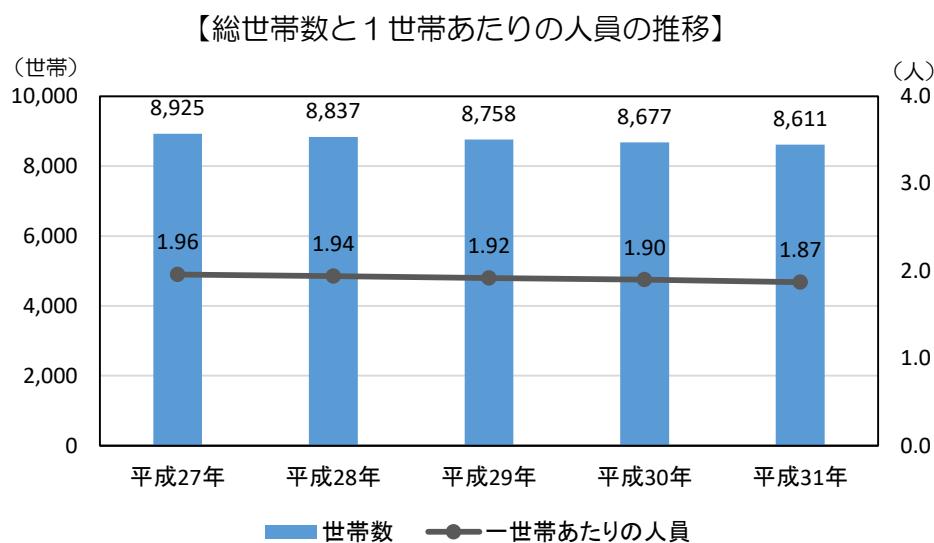
※小数点第2位以下を四捨五入しているため、数値の合計が100.0%にならない場合があります。

### 3 世帯・就業の状況

#### (1) 世帯数と1世帯あたりの人数

串本町の世帯の状況についてみると、世帯数については減少傾向にあり、平成31年4月1日現在の世帯数は8,611世帯となっています。

1世帯あたりの人数についても減少傾向にあり、平成31年4月1日現在では、1世帯あたり1.87人となっています。

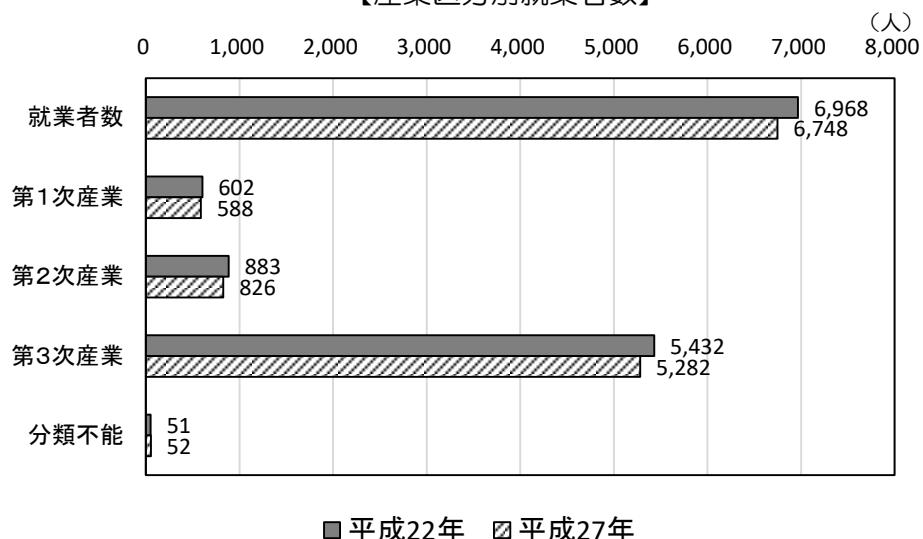


資料：こども未来課

## (2) 就業者の状況

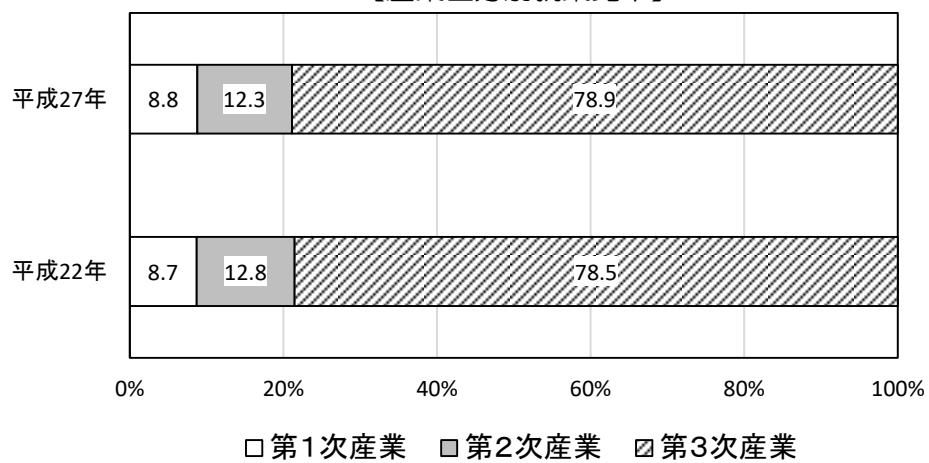
就業者数についてみると、平成22年が6,968人、平成27年が6,748人と220人減少しています。産業区分別の就業比率についてみると、平成22年と比較して、平成27年は比率に大きな変化はみられませんが、第2次産業の割合がやや低く、第3次産業の割合がやや高くなっています。

【産業区分別就業者数】



■ 平成22年 □ 平成27年

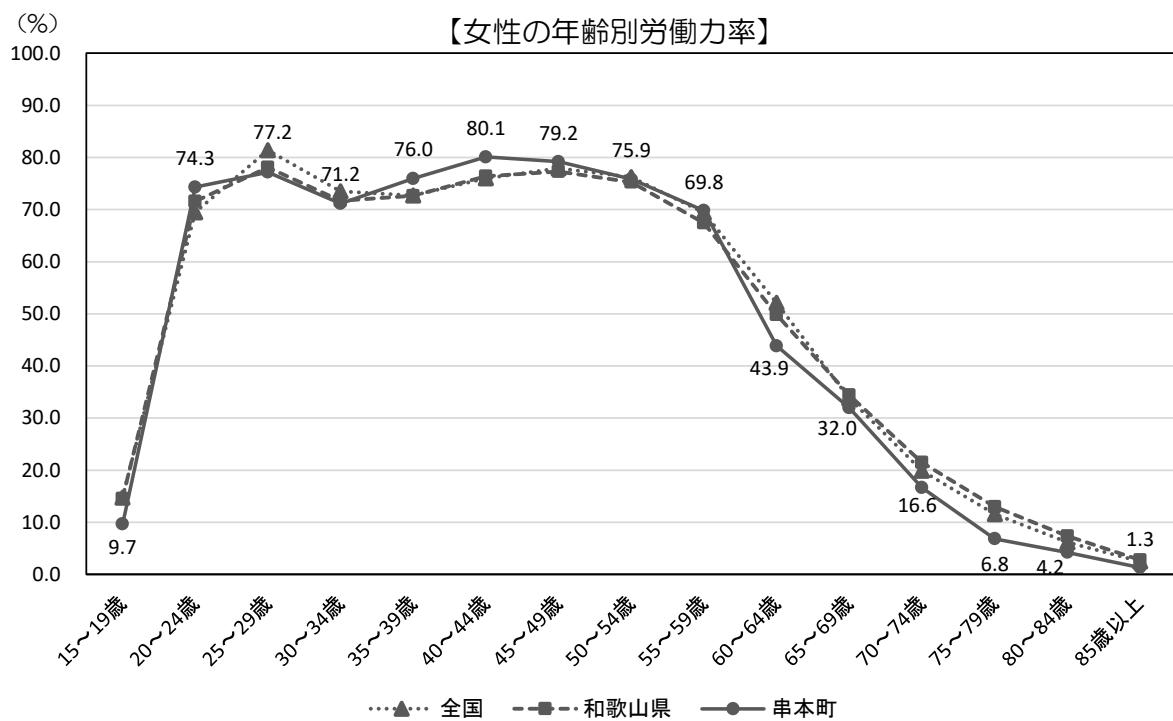
【産業区分別就業比率】



資料：国勢調査（平成27年）

### (3) 女性の年齢別労働力率

女性の年齢別労働力率についてみると、20～24歳、35～49歳の比較的若い世代では国・県の平均を上回っていますが、60～64歳を境として、国・県の平均を下回るようになります。25～29歳に77.2%まで増加し、30～34歳では71.2%まで減少、そして再び40～44歳の80.1%まで増加するM字型の就労状況となっています。



資料：国勢調査（平成 27 年）

## 4 保育所、幼稚園、認定こども園、小・中学校の状況

### (1) 保育所の状況

平成 30 年度では、串本町内に保育所は 2 か所あります。公立の保育所が 2 か所となっており、平成 30 年度 4 月 1 日現在の入所者数は 19 人となっています。

(人)

【保育所数及び保育所年齢別入所者数の推移】

		平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
公立	保育所数	4	4	4	3	2
	入所者数合計	174	167	170	29	19
	0～1歳児	22	21	26	0	0
	2歳児	39	30	34	6	2
	3～5歳児	113	116	110	23	17
私立	保育所数	1	1	1		
	入所者数合計	143	156	147		
	0～1歳児	25	39	34		
	2歳児	29	29	30		
	3～5歳児	89	88	83		

資料：こども未来課 4 月 1 日時点

### (2) 幼稚園の状況

平成 30 年度では、串本町内に公立幼稚園が 1 か所あり、平成 30 年度 4 月 1 日現在の園児総数は 26 人となっています。

(人)

【幼稚園数及び園児総数の推移】

		平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
幼稚園数		2	2	2	1	1
園児総数		76	72	69	35	26
3歳児		18	24	17	6	8
4歳児		24	20	28	12	7
5歳児		34	28	24	17	11

資料：こども未来課 4 月 1 日時点

### (3) 認定こども園の状況

平成 30 年度では、串本町内に認定こども園は2か所あります。公立、私立の認定こども園がそれぞれ1か所となっており、平成 30 年度4月1日現在の園児総数は全体で 320 人となっています。

【認定こども園数及び認定こども園年齢別入所者数の推移】 (人)

		平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
公立	認定こども園数				1	1
	園児総数				167	170
	0～1歳児				29	29
	2歳児				26	29
	3～5歳児				112	112
私立	認定こども園数				1	1
	園児総数				163	150
	0～1歳児				38	30
	2歳児				30	30
	3～5歳児				95	90

資料：こども未来課 4月1日時点

### (4) 小・中学校の状況

平成 30 年度では、串本町内に小学校が9か所、中学校が5か所あります。平成 30 年度5月1日現在の小学校児童数は 593 人、中学校生徒数は 247 人となっています。

【児童・生徒数及び学校数の推移】 (人)

		平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
小学校	学校数	9	9	9	9	9
	児童数	632	615	597	591	593
中学校	学校数	5	5	5	5	5
	生徒数	341	301	302	263	247

資料：教育課 5月1日時点

## 5 ニーズ調査アンケート結果の概要

### (1) 調査の概要

#### ①調査目的

本調査は、町内に居住する就学前及び就学児童の保護者を対象として、アンケート調査を実施し、「第2期串本町子ども・子育て支援事業計画」を策定するにあたり、町民の方の教育・保育・子育て支援に関する事業の利用状況や今後の利用希望等を把握するための基礎資料とします。

#### ②調査対象

就学前児童（0～5歳 374人）

就学児童（小学生 451人）

#### ③調査時期

平成31年2月

#### ④調査方法

郵送による配布・回収（園・学校等からの配布分については園・学校等へ提出）

#### ⑤回収結果

就学前児童

配布数	有効回答数	有効回答率
374	286	76.5%

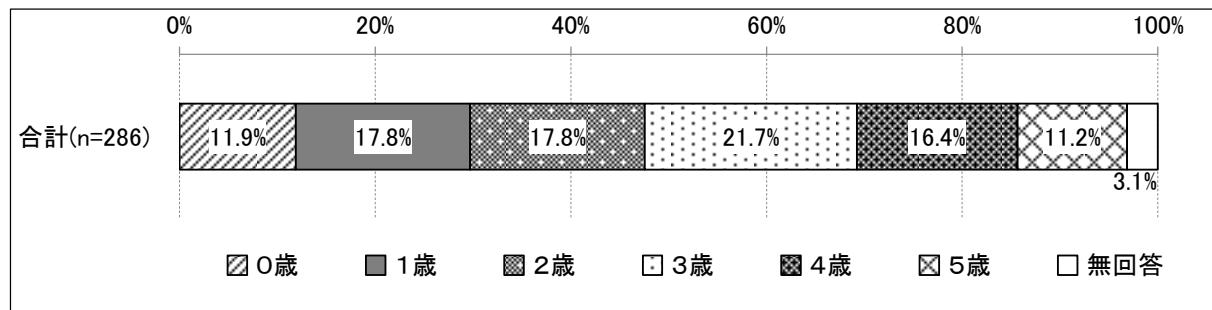
就学児童

配布数	有効回答数	有効回答率
451	370	82.0%

## (2) 調査結果（就学前児童）

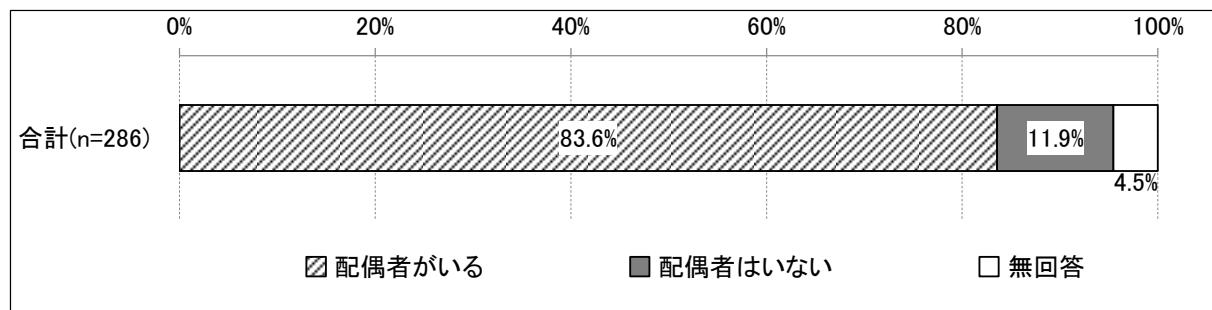
### ①お子さんの生年月

「3歳」の割合が21.7%と最も高く、次いで「1歳」「2歳」の割合が17.8%となっています。



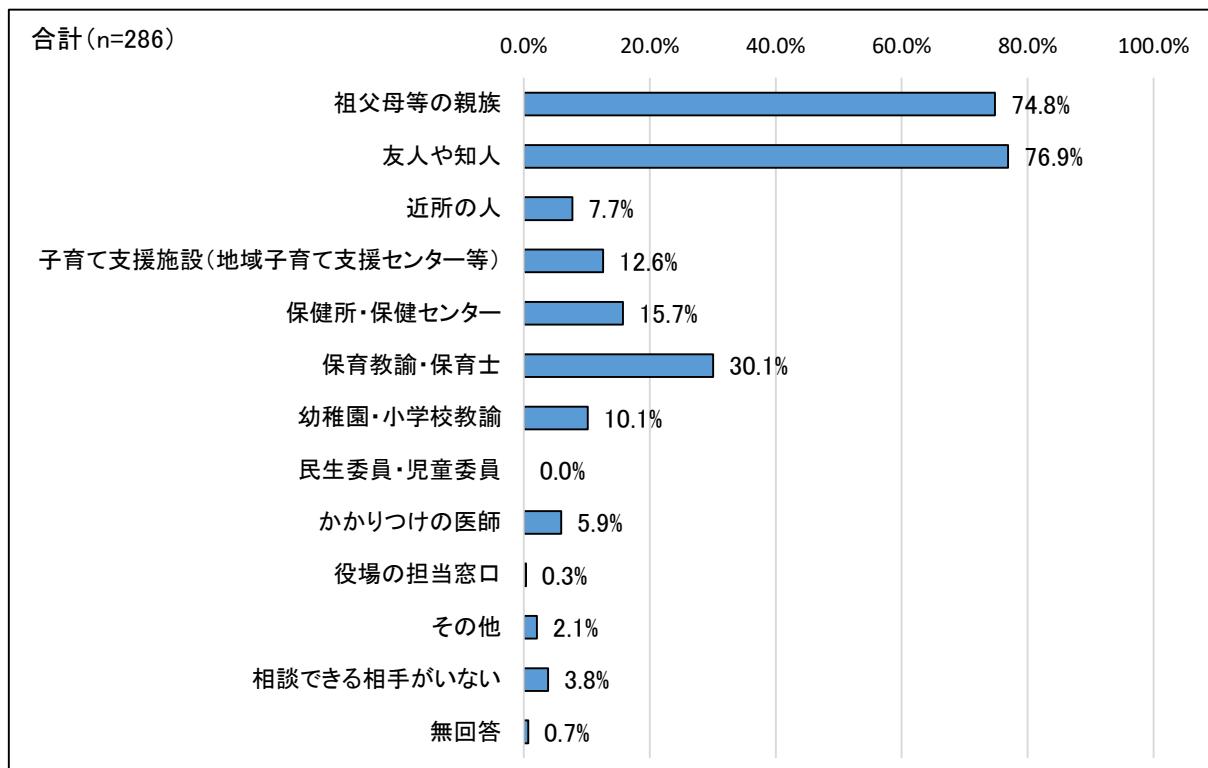
### ②配偶関係の有無

「配偶者がいる」の割合が83.6%、「配偶者はいない」の割合が11.9%となっています。



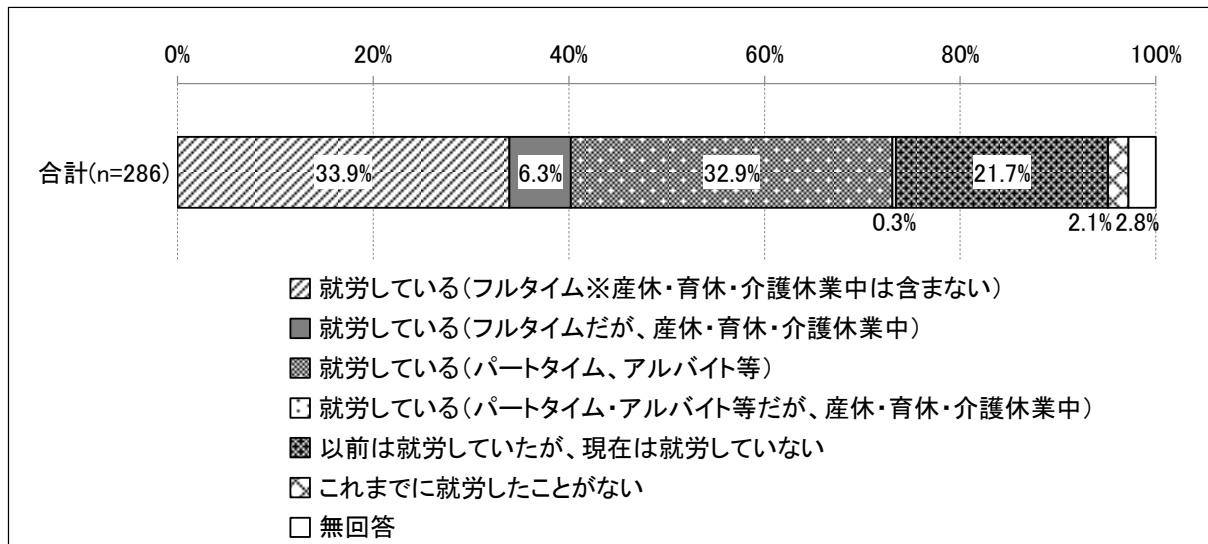
## ③お子さんの子育て（教育を含む）に関して、気軽に相談できる人・場所

「友人や知人」の割合が76.9%と最も高く、次いで「祖父母等の親族」の割合が74.8%、「保育教諭・保育士」の割合が30.1%となっています。

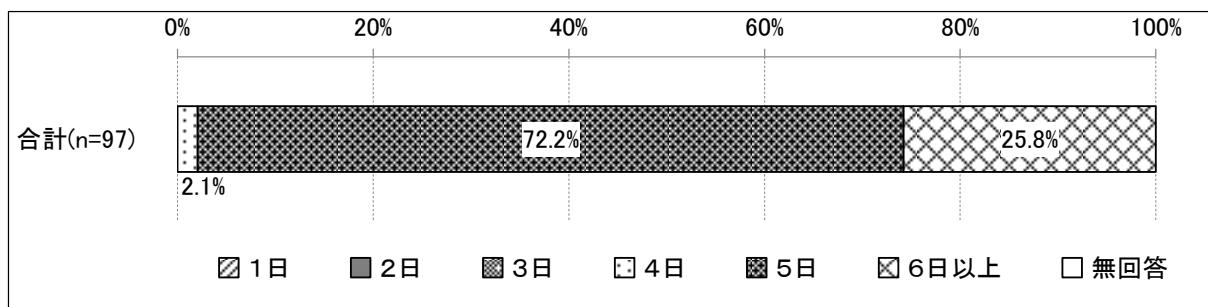


#### ④子どもの保護者の就労状況について（母親）

「就労している（フルタイム※産休・育休・介護休業中は含まない）」の割合が33.9%と最も高く、次いで「就労している（パートタイム、アルバイト等）」の割合が32.9%、「以前は就労していたが、現在は就労していない」の割合が21.7%となっています。



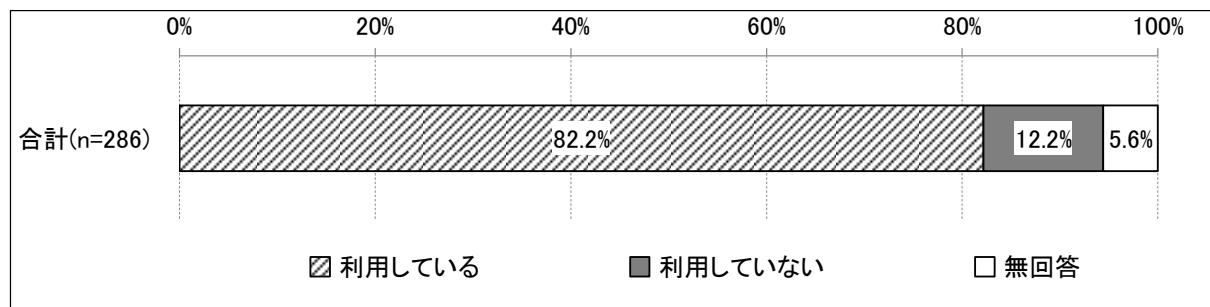
「就労している（フルタイム※産休・育休・介護休業中は含まない）」を選んだ方の1週あたりの就労日数については、「5日」の割合が72.2%と最も高く、次いで「6日以上」の割合が25.8%となっています。



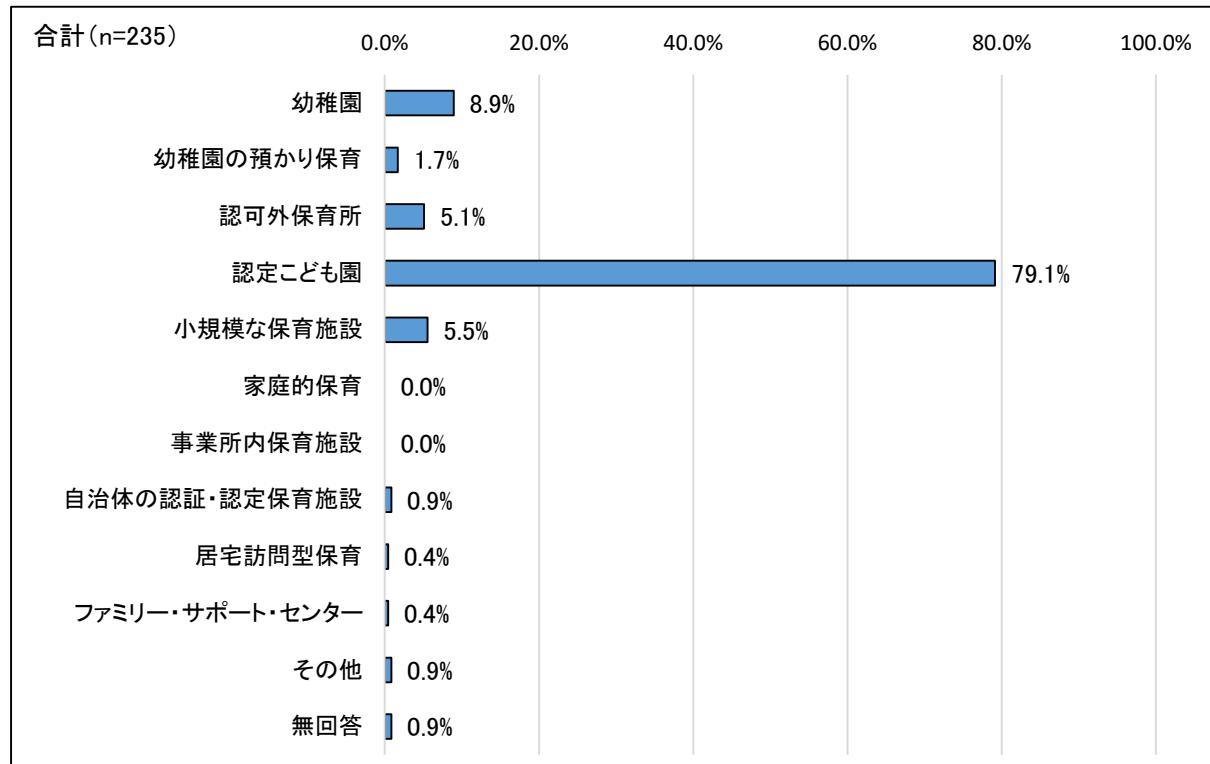
※フルタイム：1週5日程度・1日8時間程度の就労

⑤子どもの平日の定期的な教育・保育事業の利用状況について

「利用している」の割合が82.2%、「利用していない」の割合が12.2%となっています。



平日どのような教育・保育の事業を利用しているかについては、「認定こども園」の割合が79.1%と最も高くなっています。



年齢別でみると、0～5歳の年齢すべてで「認定こども園」の割合が高く、特に0歳～1歳では9割を超えています。

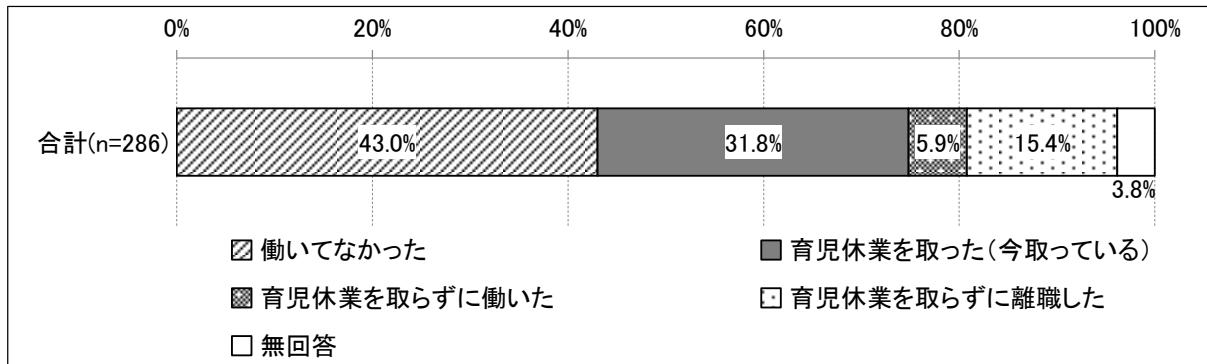
区分	有効回答数（件）	幼稚園	幼稚園の預かり保育	認可外保育所	認定こども園	小規模な保育施設	家庭的保育	事業所内保育施設	自治体の認証・認定保育施設	居宅訪問型保育	ファミリー・サポート・センター	その他	無回答
0歳	11	0.0%	0.0%	9.1%	90.9%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
1歳	41	2.4%	0.0%	0.0%	92.7%	2.4%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	2.4%	0.0%	2.4%
2歳	43	0.0%	0.0%	9.3%	83.7%	4.7%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	2.3%
3歳	58	15.5%	1.7%	5.2%	74.1%	1.7%	0.0%	0.0%	1.7%	0.0%	0.0%	1.7%	0.0%
4歳	45	20.0%	6.7%	6.7%	66.7%	6.7%	0.0%	0.0%	2.2%	2.2%	0.0%	2.2%	0.0%
5歳	30	6.7%	0.0%	3.3%	80.0%	10.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

配偶者の有無別でみると、配偶者がいる方、いない方ともに「認定こども園」の割合が高く、7割を超えています。

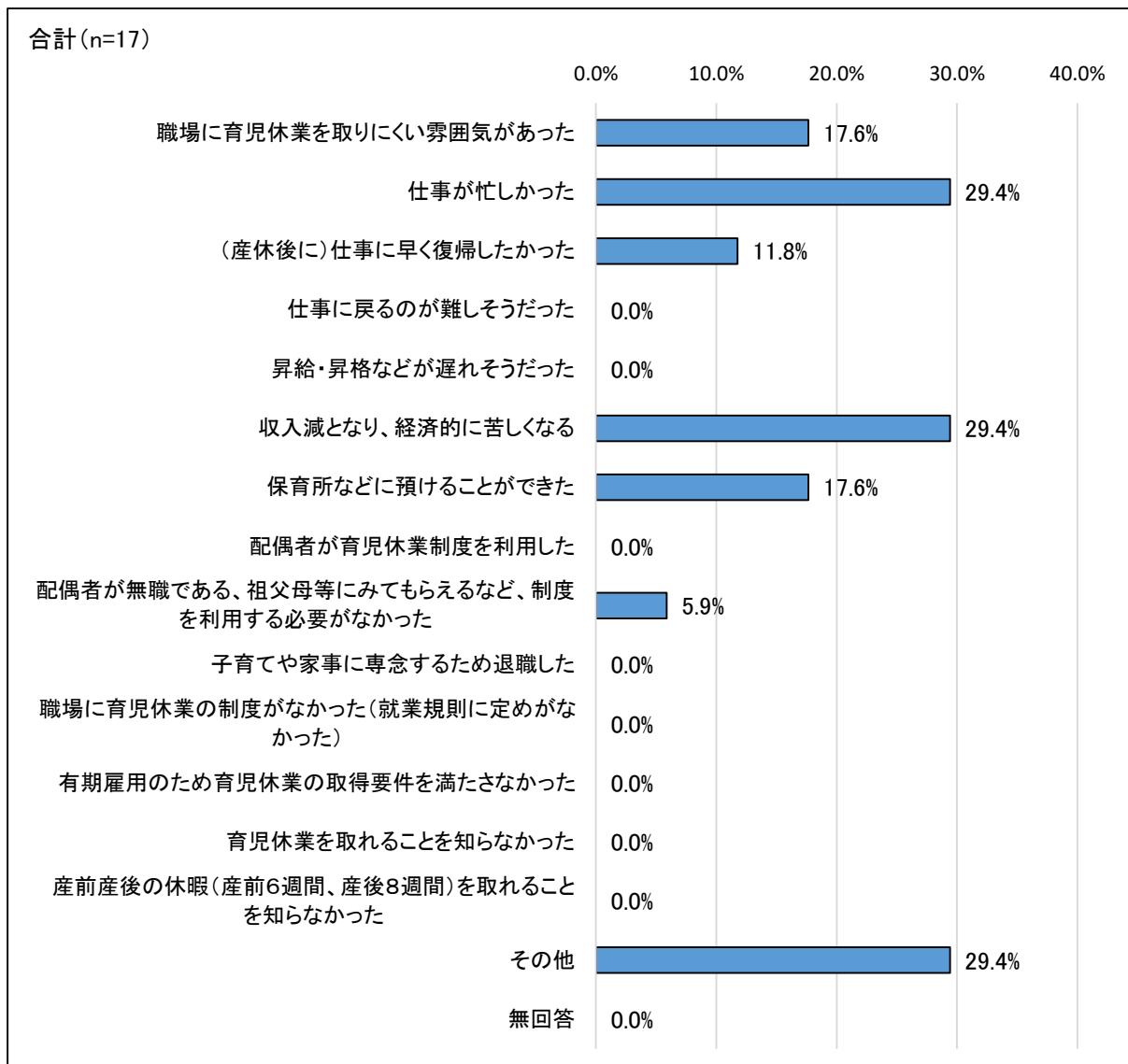
区分	有効回答数（件）	幼稚園	幼稚園の預かり保育	認可外保育所	認定こども園	小規模な保育施設	家庭的保育	事業所内保育施設	自治体の認証・認定保育施設	居宅訪問型保育	ファミリー・サポート・センター	その他	無回答
配偶者がいる	197	9.6%	1.5%	5.1%	79.7%	4.1%	0.0%	0.0%	1.0%	0.0%	0.5%	0.0%	1.0%
配偶者はいない	29	3.4%	3.4%	6.9%	79.3%	6.9%	0.0%	0.0%	0.0%	3.4%	0.0%	6.9%	0.0%

#### ⑥お子さんが生まれた時の育児休業の取得の有無（母親）

「働いてなかった」の割合が43.0%と最も高く、次いで「育児休業を取った（今取っている）」の割合が31.8%、「育児休業を取らずに離職した」の割合が15.4%となって います。

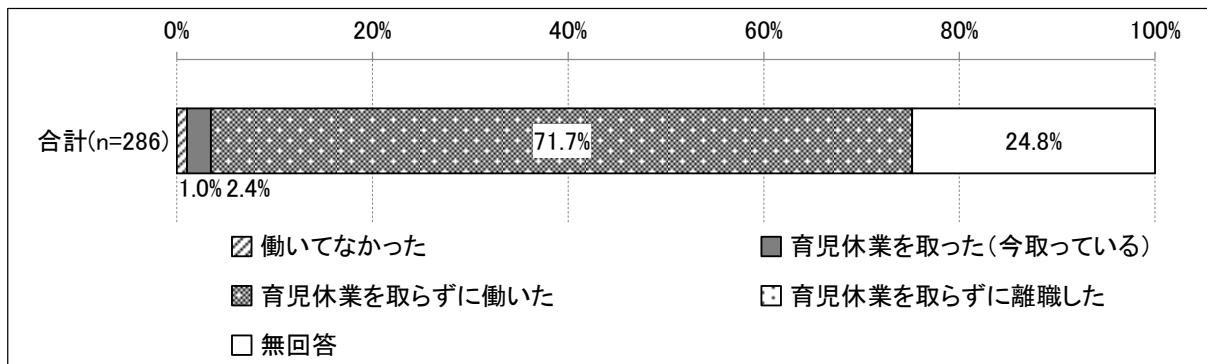


また、「育児休業を取らずに働いた」を選んだ方の取得していない理由については、「仕事が忙しかった」「収入減となり、経済的に苦しくなる」「その他」の割合が29.4%となっています。

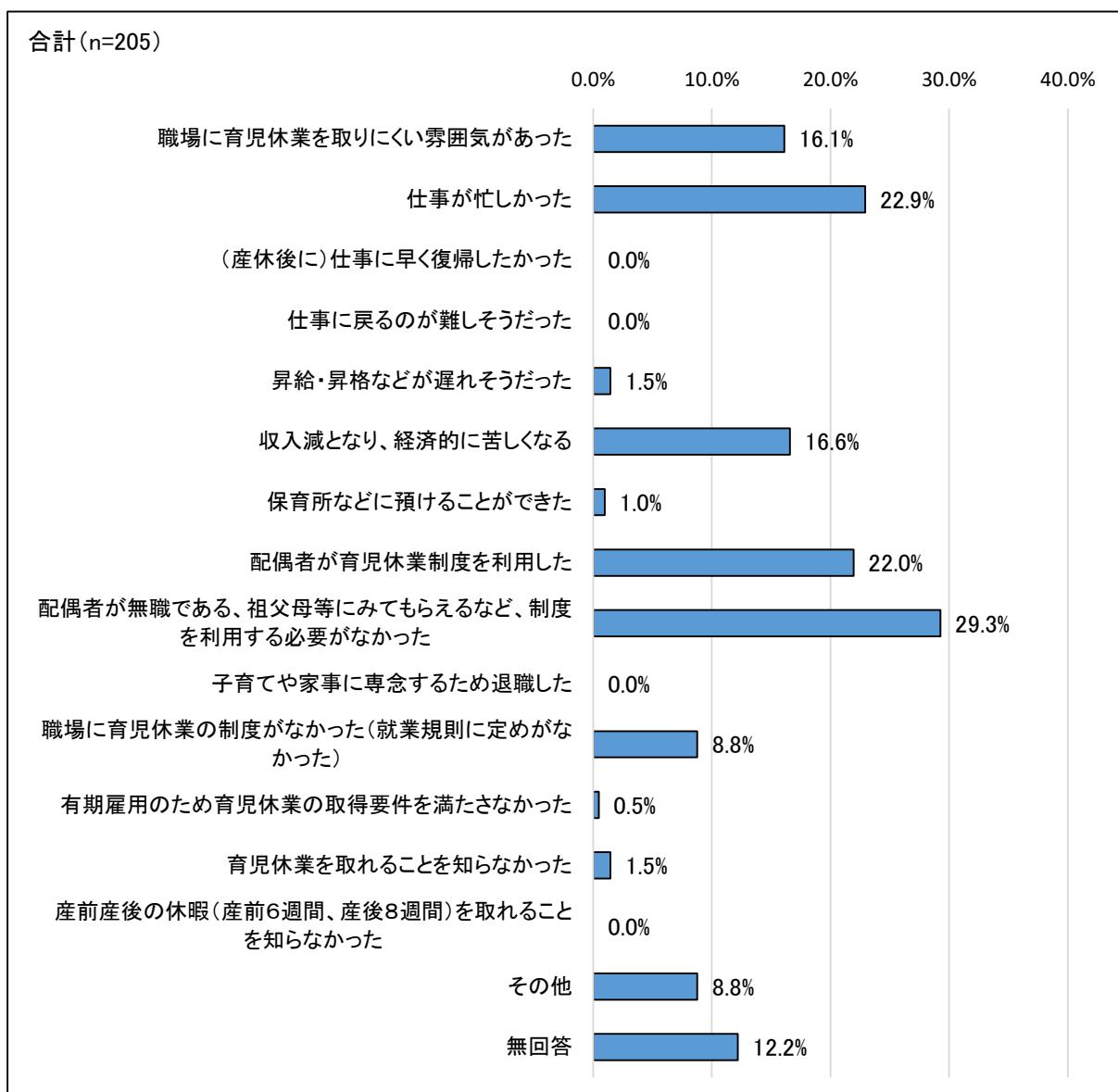


⑦お子さんが生まれた時の育児休業の取得の有無（父親）

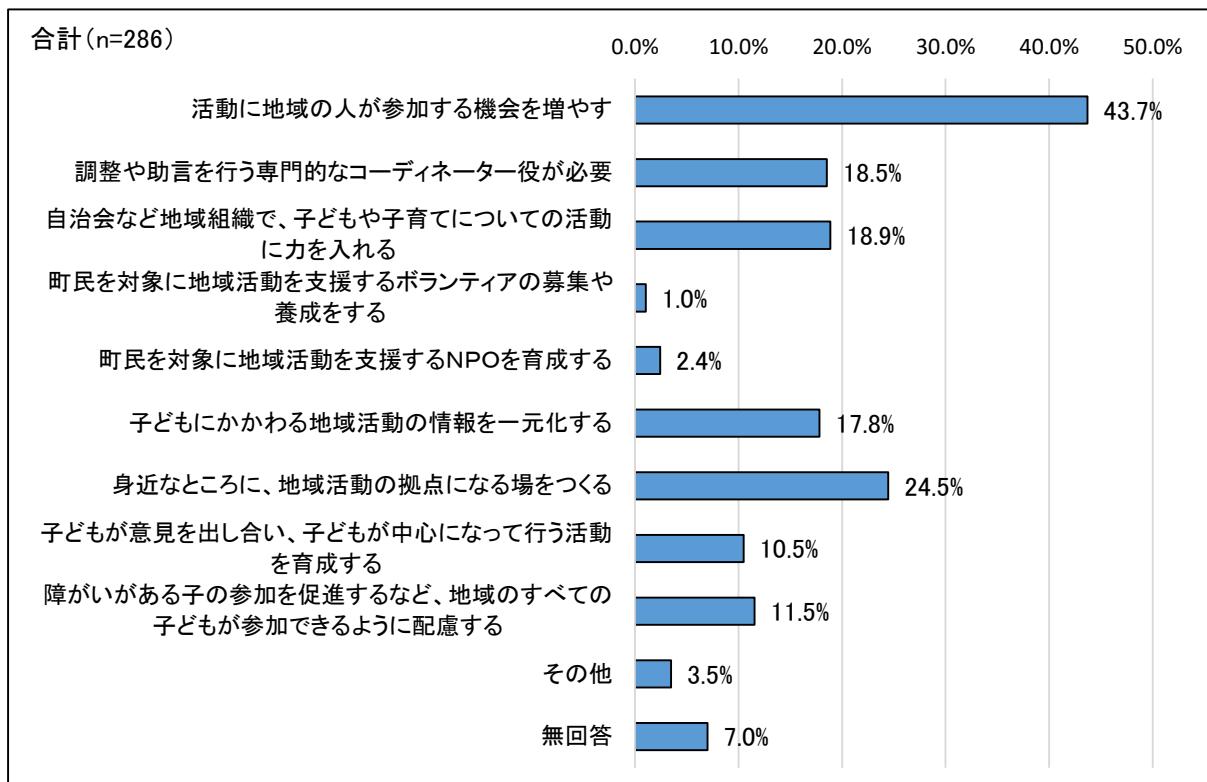
「育児休業を取らずに働いた」の割合が71.7%と最も高くなっています。



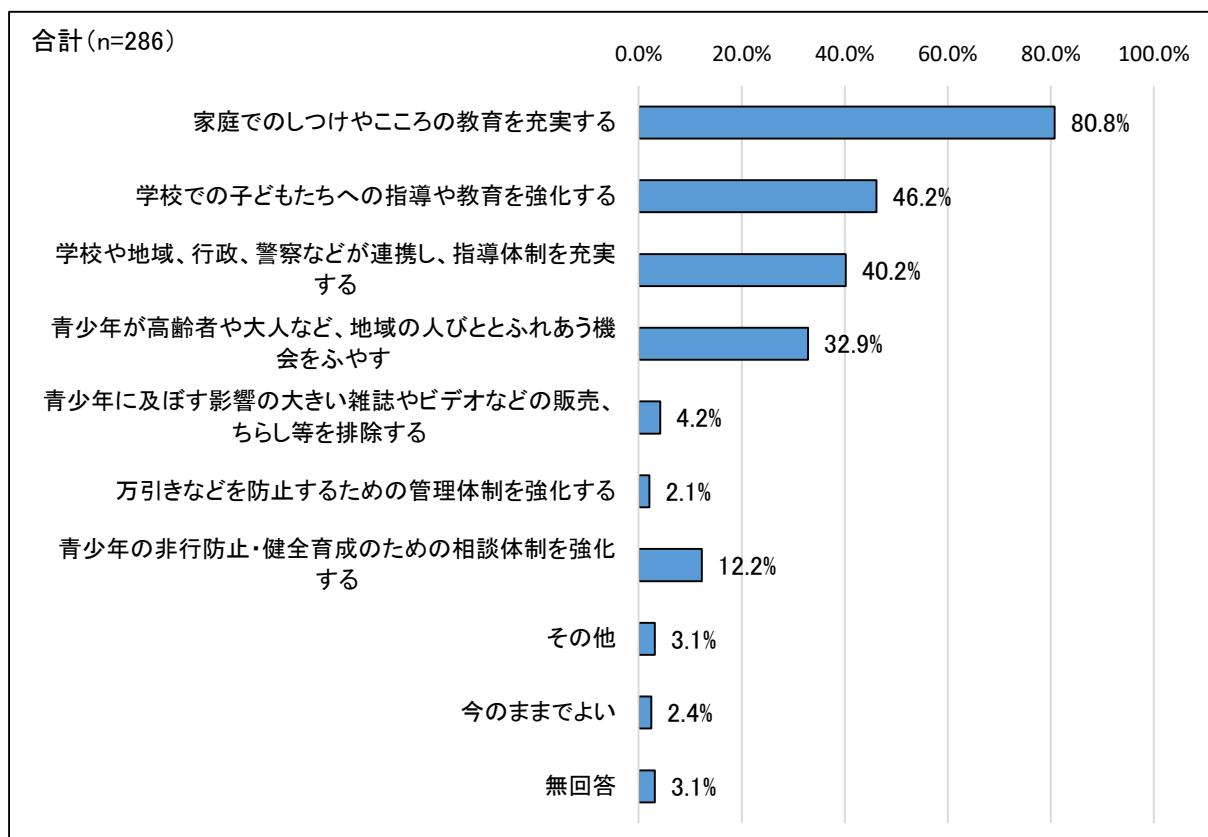
また、「育児休業を取らずに働いた」を選んだ方の取得していない理由については、「配偶者が無職である、祖父母等にみてもらえるなど、制度を利用する必要がなかった」の割合が29.3%と最も高く、次いで「仕事が忙しかった」の割合が22.9%、「配偶者が育児休業制度を利用した」の割合が22.0%となっています。



⑧地域の子どもたちとの交流や活動を活発にするためには、どのようなことが必要か  
「活動に地域の人が参加する機会を増やす」の割合が43.7%と最も高く、次いで「身近なところに、地域活動の拠点になる場をつくる」の割合が24.5%、「自治会など地域組織で、子どもや子育てについての活動に力を入れる」の割合が18.9%となっています。

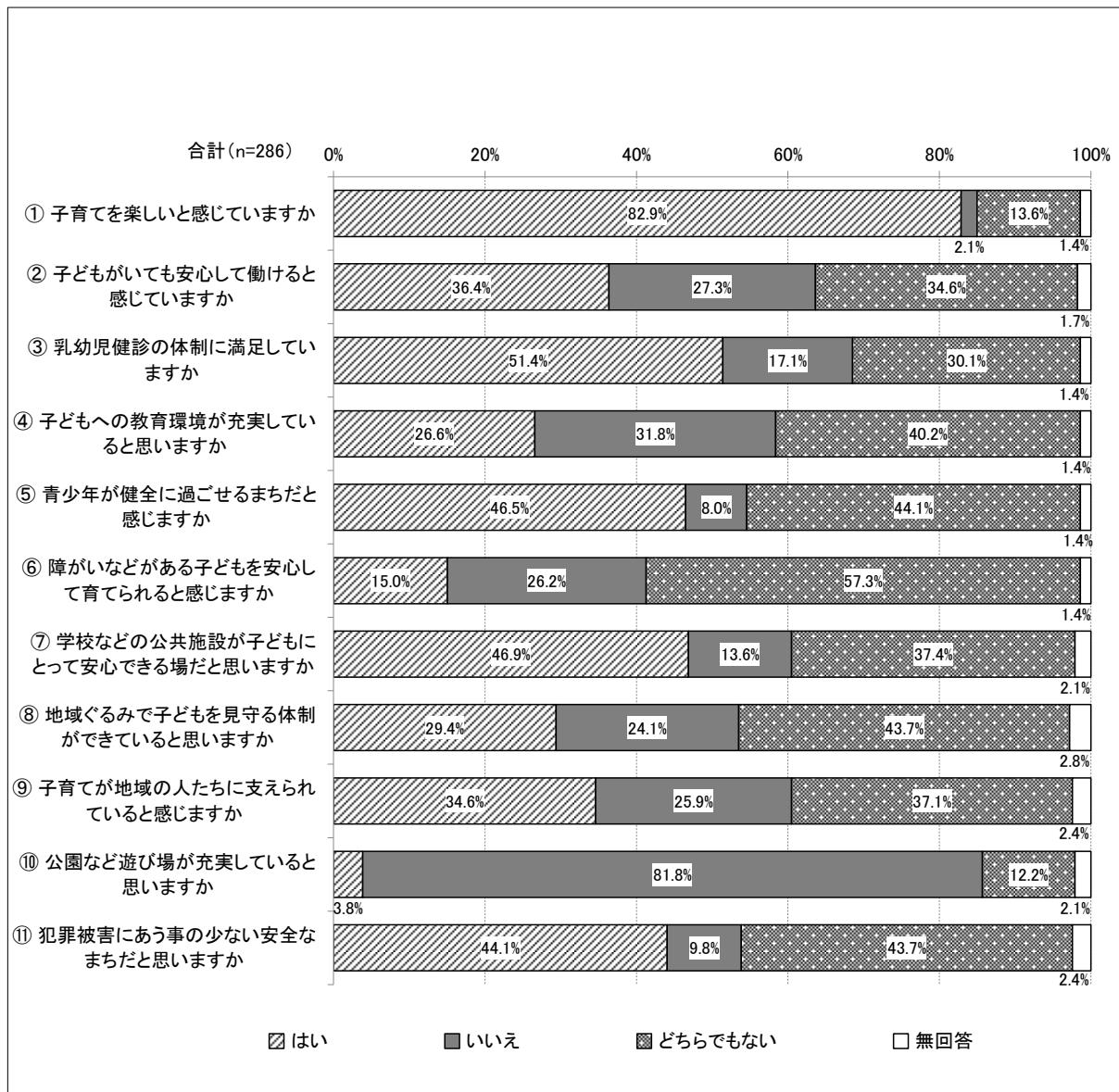


⑨子どもの健全育成や非行防止のために、どのようなことに力を入れるべきか  
「家庭でのしつけやこころの教育を充実する」の割合が80.8%と最も高く、次いで「学校での子どもたちへの指導や教育を強化する」の割合が46.2%、「学校や地域、行政、警察などが連携し、指導体制を充実する」の割合が40.2%となっています。



⑩串本町の子育て施策等に関して、どのように感じるか

「はい」についてみると、「①子育てを楽しいと感じていますか」「③乳幼児健診の体制に満足していますか」の割合が高く、特に「①子育てを楽しいと感じていますか」で8割を超えて高くなっています。また、「⑩公園など遊び場が充実していると思いますか」「いいえ」の割合が高くなっています。



⑪教育・保育環境の充実など子育ての環境や支援に関してのご意見

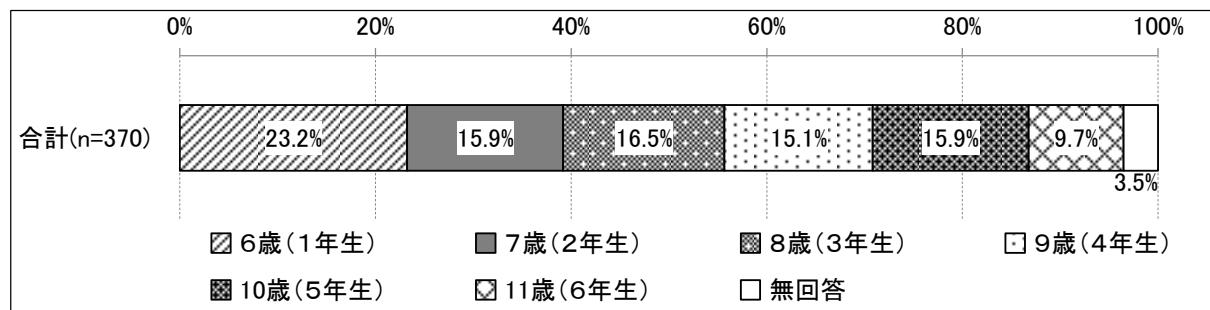
【意見抜粋】

宛名のお子さん の年齢	配偶関係の有無	
1歳	配偶者がいる	私はまだ働いていませんが、串本町内にも病児保育ができれば嬉しいなと思います。
1歳	配偶者がいる	学校が遠いのが大変です。仕事場を考慮して頂けるとありがたいです。
2歳	配偶者がいる	町内に小さな子どもでも安心して遊べる公園が少なすぎます。休日に少し運動をさせたい。遊べる場所となつても、行くところがありません。そういうところがもう少しあれば、もっと子育てしやすい町になると思います。
2歳	配偶者がいる	子どものことで、もっと仕事が休める職場づくりを願いたい。現状では休みがもらえない。
2歳	配偶者がいる	公園に行っても利用者がほとんどいない。遊具が少なく、1～2歳の小さな子は遊びにくい。また、図書館が利用しづらい（建物が古く、アクセスもしにくい）。公園と図書館が一体化した大きな児童館がほしい。そこに「あったかフェ」等もあると、より開かれた印象になり利用しやすくなる。
3歳	配偶者がいる	待機児童がないなど、都会に比べれば子どもが少ないということから、田舎のよい面が多々あると思います。都会の便利さより子育てするには環境面でよいと思います（自分が大阪育ちなので）。しかし「串本らしさ」を活かした子育て事業がないように思います。海も山もあるので漁業や農業など、第一次産業の方々にも協力をお願いして、自然とふれあう機会を増やしてもよいのではないかと思います。 (どの家庭もそんな職業の方ばかりではないと思うので)大人になっても住みたい、進学してもUターンしてきたいと思えるような串本町にしてください。
3歳	配偶者がいる	安全に子どもが遊べる場所がほしい。潮岬に住んでいますが、交通量もなかなか多く、狭い道、見通しの悪いところが多く、子どもを安心して外に出すことができない。自分たちが小さいころは、もっとのびのびと遊んでいたと思う。もっと子どもを地域で見守れる世の中になつてほしいと望んでおります。

## (3) 調査結果（就学児童）

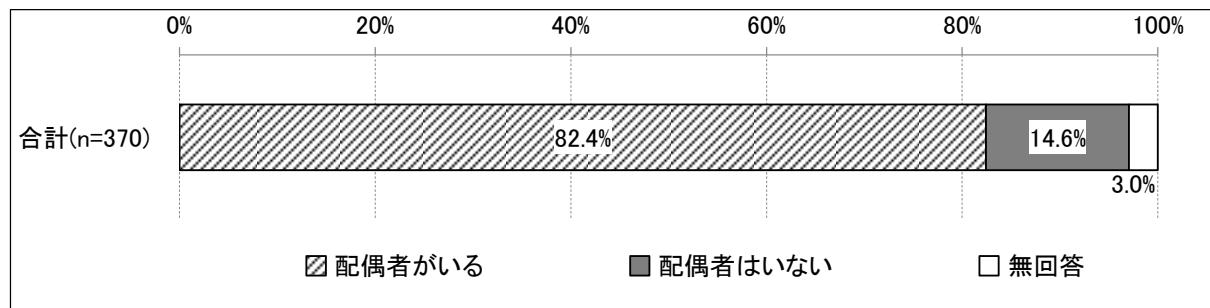
## ①お子さんの生年月

「6歳（1年生）」の割合が23.2%と最も高く、次いで「8歳（3年生）」の割合が16.5%、「7歳（2年生）」「10歳（5年生）」の割合が15.9%となっています。



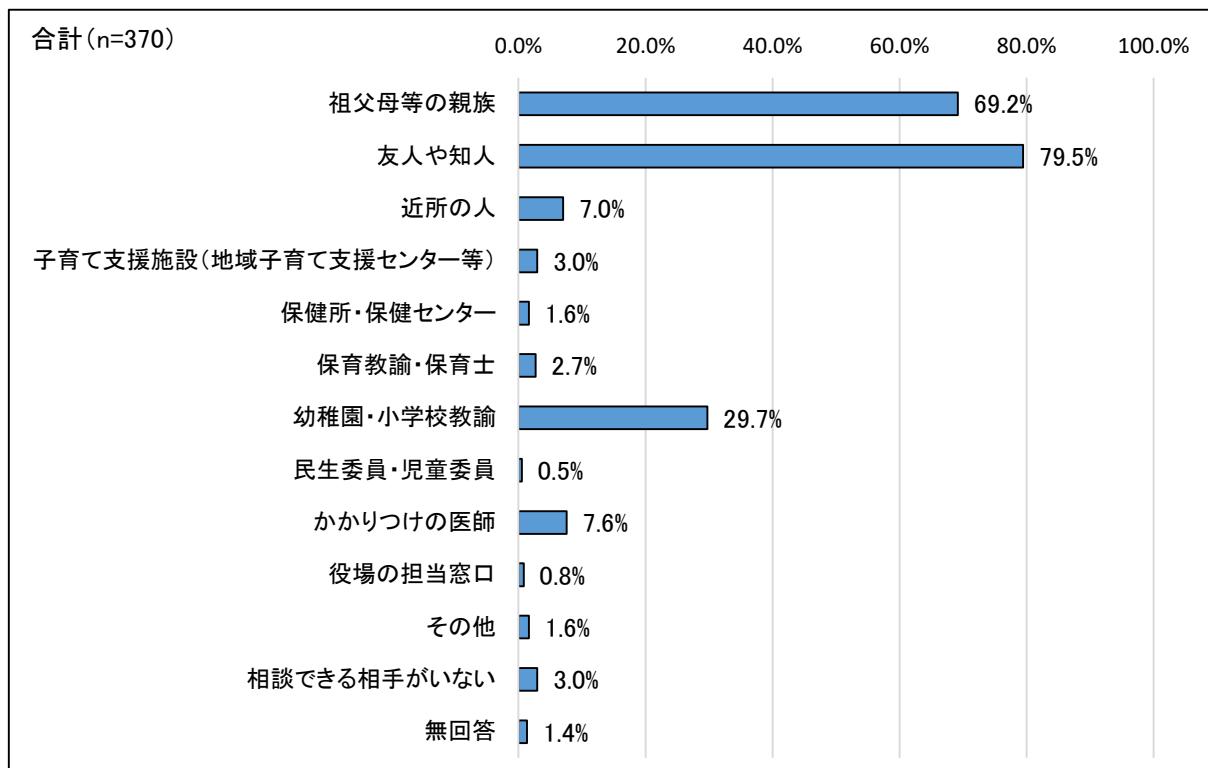
## ②配偶関係の有無

「配偶者がいる」の割合が82.4%、「配偶者はいない」の割合が14.6%となっています。



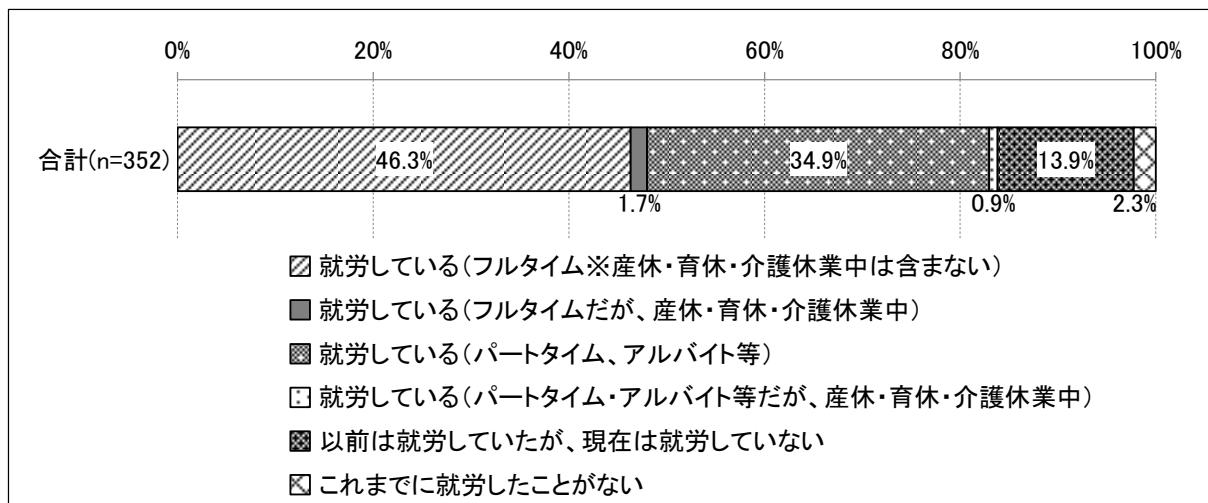
③お子さんの子育て（教育を含む）に関して、気軽に相談できる人・場所

「友人や知人」の割合が79.5%と最も高く、次いで「祖父母等の親族」の割合が69.2%、「幼稚園・小学校教諭」の割合が29.7%となっています。

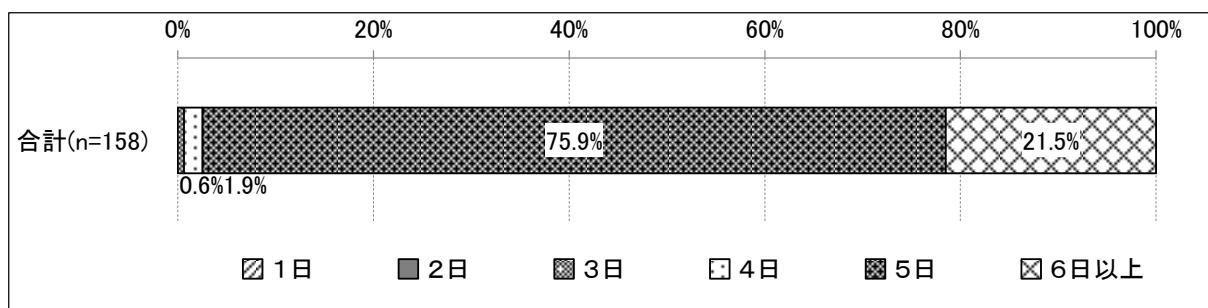


#### ④子どもの保護者の就労状況について（母親）

「就労している（フルタイム※産休・育休・介護休業中は含まない）」の割合が46.3%と最も高く、次いで「就労している（パートタイム、アルバイト等）」の割合が34.9%、「以前は就労していたが、現在は就労していない」の割合が13.9%となっています。



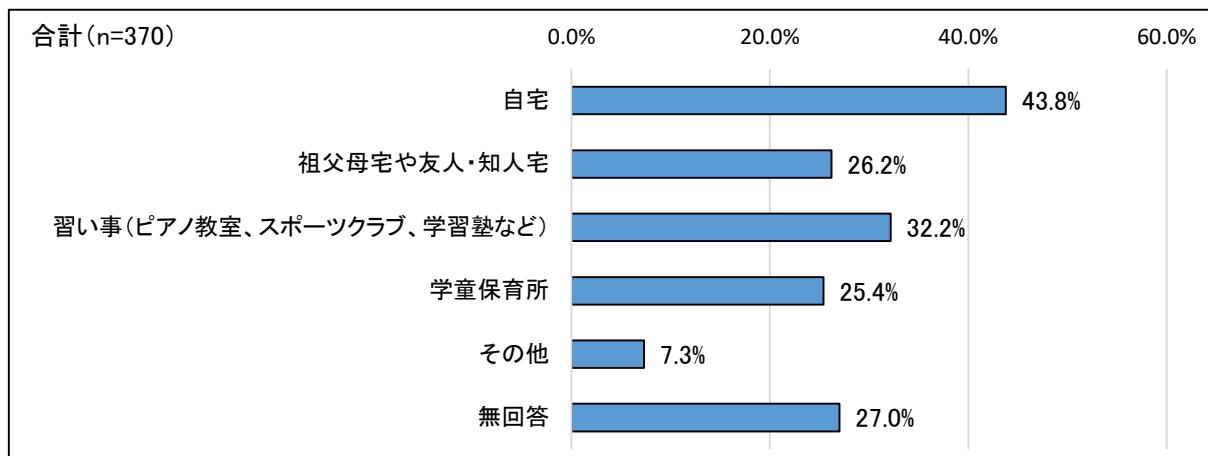
「就労している（フルタイム※産休・育休・介護休業中は含まない）」を選んだ方の1週あたりの就労日数については、「5日」の割合が75.9%と最も高く、次いで「6日以上」の割合が21.5%となっています。



※フルタイム：1週5日程度・1日8時間程度の就労

## ⑤子どもを放課後に過ごさせたい場所（低学年）

「自宅」の割合が43.8%と最も高く、次いで「習い事（ピアノ教室、スポーツクラブ、学習塾など）」の割合が32.2%、「祖父母宅や友人・知人宅」の割合が26.2%となって います。

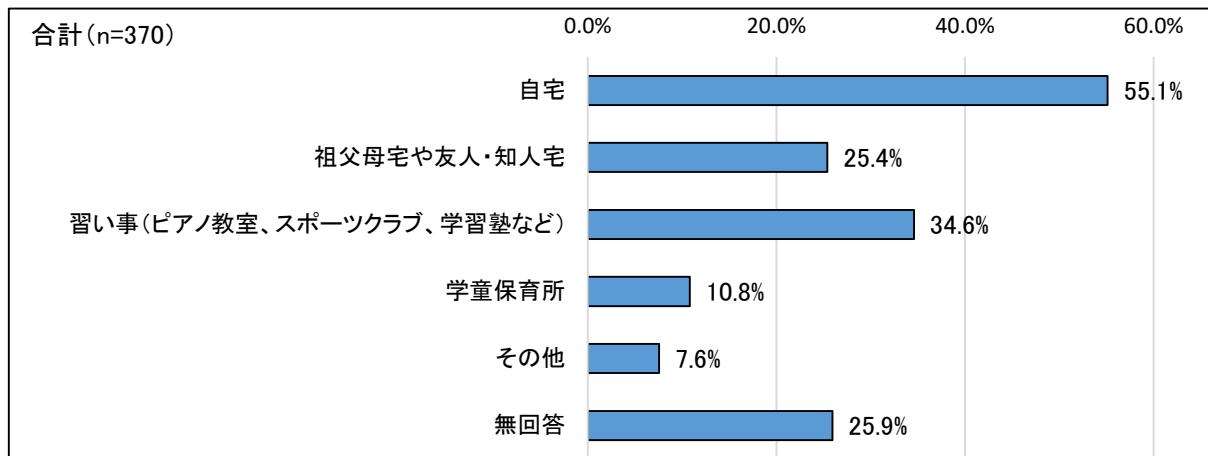


配偶者の有無別でみると、配偶者がいる方、いない方ともに「自宅」の割合が最も高くなっています。また、配偶者がいる方では、「習い事（ピアノ教室、スポーツクラブ、学習塾など）」の割合も高くなっています。

区分	有効回答数 (件)	自宅	祖父母宅や友人・ 知人宅	習い事(ピアノ教室、 スポーツクラブ、 学習塾など)	学童保育所	その他	無回答
配偶者がいる	305	44.9%	26.9%	35.1%	24.6%	7.2%	25.9%
配偶者はいない	54	40.7%	22.2%	16.7%	33.3%	9.3%	27.8%

#### ⑥子どもを放課後に過ごさせたい場所（高学年）

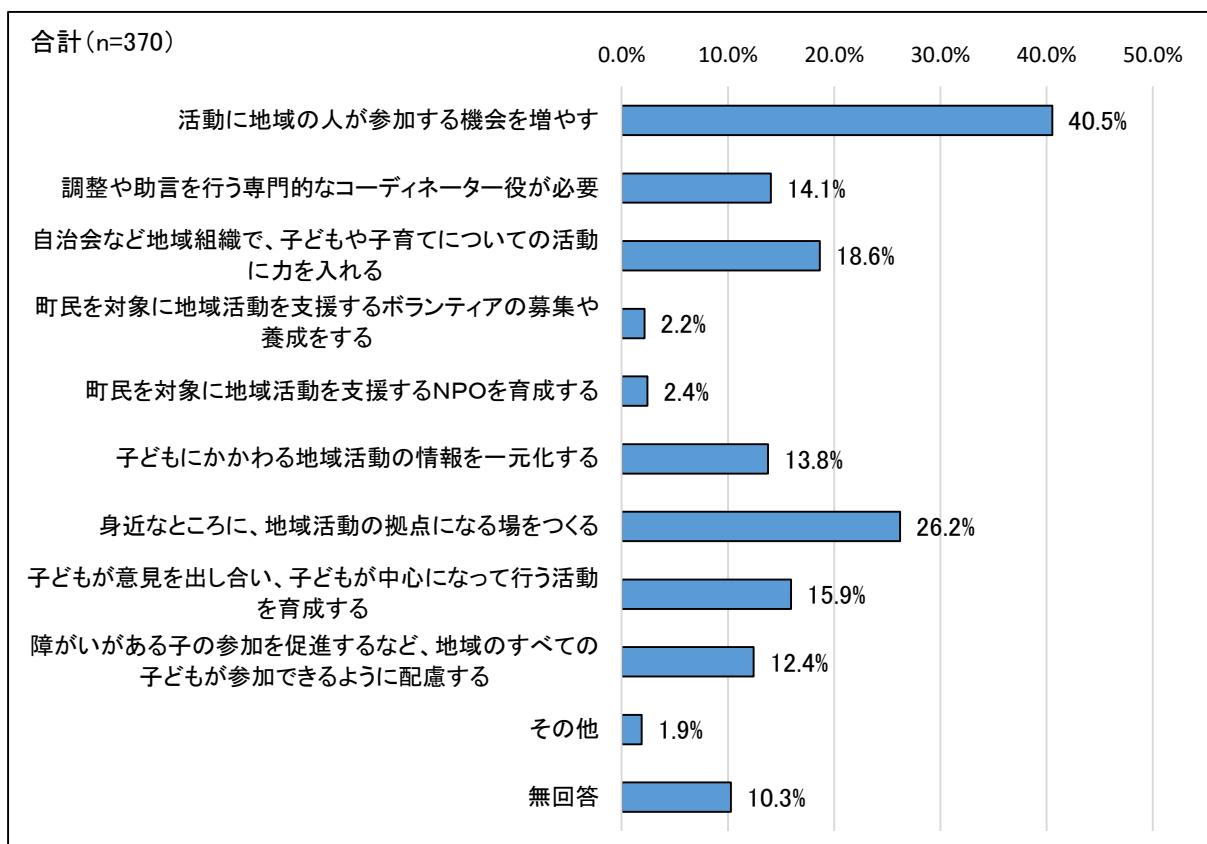
「自宅」の割合が55.1%と最も高く、次いで「習い事（ピアノ教室、スポーツクラブ、学習塾など）」の割合が34.6%、「祖父母宅や友人・知人宅」の割合が25.4%となって います。



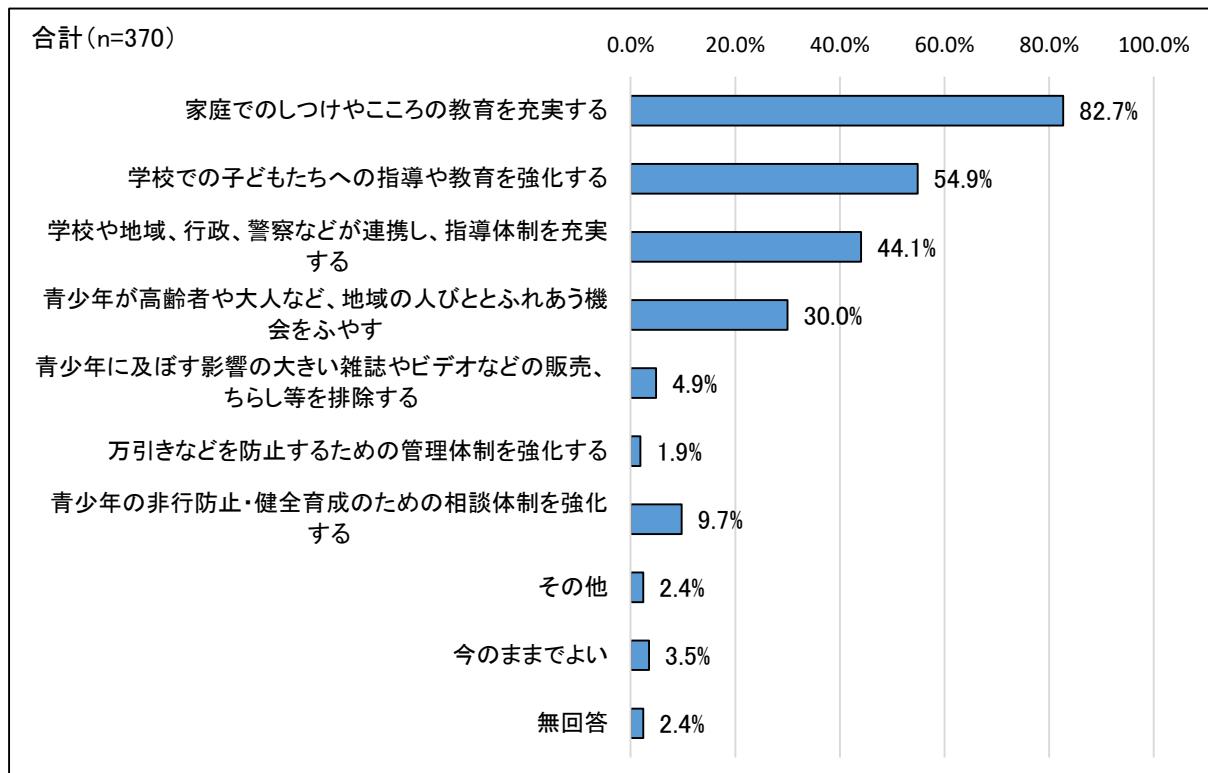
配偶者の有無別でみると、配偶者がいる方、いない方ともに「自宅」の割合が最も高くなっています。また、配偶者がいる方では、「習い事（ピアノ教室、スポーツクラブ、学習塾など）」の割合も高くなっています。

区分	有効回答数 (件)	自宅	祖父母宅や友人・ 知人宅	学習塾など	習い事(ピアノ教室、 スポーツクラブ、 学習塾など)	学童保育所	その他	無回答
配偶者がいる	305	56.7%	24.3%	36.1%	10.5%	7.9%	24.9%	
配偶者はいない	54	53.7%	29.6%	29.6%	14.8%	5.6%	25.9%	

⑦地域の子どもたちとの交流や活動を活発にするためには、どのようなことが必要か  
「活動に地域の人が参加する機会を増やす」の割合が40.5%と最も高く、次いで「身近なところに、地域活動の拠点になる場をつくる」の割合が26.2%、「自治会など地域組織で、子どもや子育てについての活動に力を入れる」の割合が18.6%となっています。

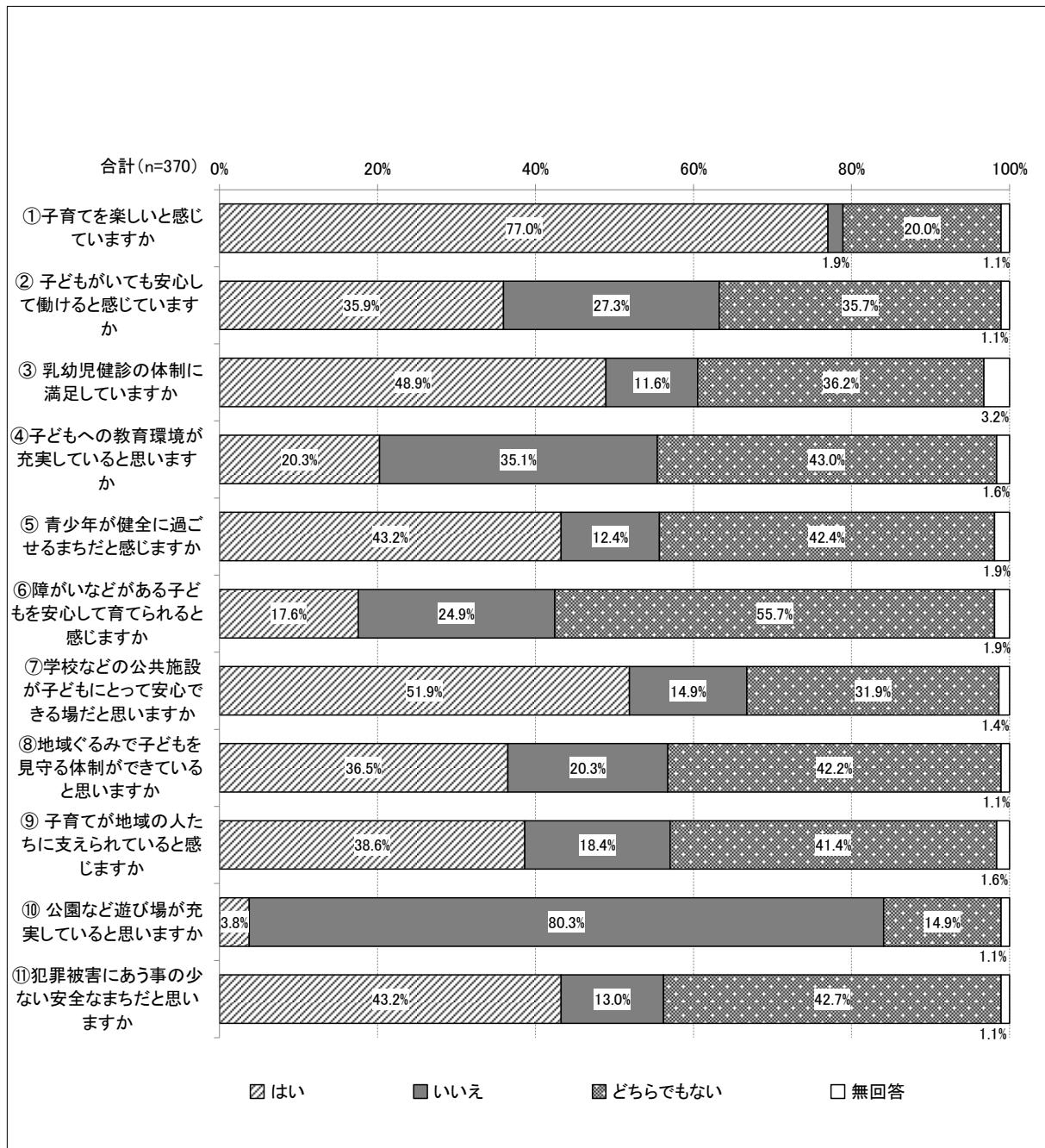


⑧子どもの健全育成や非行防止のために、どのようなことに力を入れるべきか  
「家庭でのしつけやこころの教育を充実する」の割合が82.7%と最も高く、次いで「学校での子どもたちへの指導や教育を強化する」の割合が54.9%、「学校や地域、行政、警察などが連携し、指導体制を充実する」の割合が44.1%となっています。



⑨串本町の子育て施策等に関して、どのように感じるか

「①子育てを楽しいと感じていますか」で「はい」の割合が高く、7割を超えていました。また、「⑩公園など遊び場が充実していると思いますか」で「いいえ」の割合が高くなっています。



## ⑩教育・保育環境の充実など子育ての環境や支援についてのご意見

## 【意見抜粋】

宛名のお子さん の年齢	配偶関係の有無	
6歳（1年生）	配偶者がいる	子どもたちが安心して遊べ、集まれるような、公園、広場があればいいなと思います。公園に行くと、中・高生のお兄ちゃん、お姉ちゃんがいると、少し怖いようです（何かをされる訳ではありませんが）。
6歳（1年生）	配偶者はいない	病気やケガで子どもがお休みすることがどうしてもあります、祖父母も頼れない時は、仕事も休める環境でないため、子どもを1人で置いておくしかない状況です。働いていても安心でき、子育てのできる地域になってほしいです。大島は子どもの遊び場が少なく、海の近くで遊んでいます。そういう環境も変わればと思います。
7歳（2年生）	配偶者がいる	子どもが安全に遊べる公園がほしいです。
7歳（2年生）	配偶者がいる	子育て世帯が集まって、地域の人の顔を知っておくことが必要。一緒になって楽しめる催しなどがあればよい。
7歳（2年生）	配偶者がいる	小学校の地震による津波対策が不安です。もっと高台へ移転してほしいと思います。
8歳（3年生）	配偶者がいる	串本は海に近い町なので、津波の心配があります。一日も早く高台へ移転して、安心して学校へ行かせられるようにしていただきたいです。また、児童館など、放課後に安心して遊べる施設がほしいです。
8歳（3年生）	配偶者がいる	子どもがインフルエンザや、感染症などの病気になると、仕事を長期で休まないといけない。小さい時だけでなく、ある程度大きくなっても病気中だからこそ、家庭での見守りも必要なので、病院や安心できるところで、預けることができれば、仕事にも行きやすいと思う（インフルエンザの異常行動など）。子どもの数も施設の数も少ないなかでは、まだ難しいとは思うが、よい環境が整えばいいなと思います。
8歳（3年生）	配偶者がいる	潮岬に公園（遊具のある）が少ない。平松から萩尾地区までの通学路が狭いので、スクールゾーンなどの線引きをするなど、安全確保をしてほしい。

## 6 団体・事業所等アンケート結果の概要

### (1) 調査の概要

串本町の学童保育所や子育て支援センターなど、各団体・事業所等の皆様に、現在の活動状況や抱えている課題、子育て支援についての要望・提案、今後のまちづくりへの要望・提案等をお聞きしました。それら意見を抜粋し、まとめました。

### (2) 調査結果

#### ①貴団体・事業所等の現状と課題

- 現時点では定員数園児がいますが、今後公立のこども園が新設される3年後、園児はどう流れるか不安です。今の職員を園児がいないからと解雇することだけはしたくないと思っています。そのため、他園にない活動を取り入れ、保護者の方に選んで頂けるような園づくりに力を入れています。
- 保護者の心理的支援が必要と考える家庭があります。どの保護者の方も学校以外で、子育てのことを気軽に相談できる親しい友人がおらず、課題を一人で抱え込んでしまっています。町には子育て支援室りぼんが開設されていますが、一人ひとりに長期にわたって関わってもらえるような、人的支援をお願いしたいと思います。
- 子どもたちの健やかな成長の支援のために、さらなる学校環境維持に対する補助をお願いします。
- 大島島内の小学生の登下校については、スクールバスの運用により、自宅近くでの乗降ができており、安全安心に貢献できている。しかしながら、一部にはまだ危険な状況が残っていることや、施設・資源が少ないとことにより、帰宅後の遊びや過ごし方に課題があるといえます。

#### ②今後の子育て支援についての要望・提案

- 個人の幅広い知識、各こども園、支援学級などとの交流、地域の人々とのふれあいが足らないと思います。長期の休みなどをを利用して子どもたちの視野を広げてやりたいので交流の場と時間をつくってほしいと思います。
- 障がいのある子どもや特別に配慮を必要とする子どもへの対応などで求められている支援内容の専門性を保障していくためには、専門職としての仕事に相当する待遇を確保できる財源を確保したいと思います。
- 学校に行きにくい子どもたちが通える教育支援教室の設置、また、スクールカウンセラーの方をすべての学校に配置していただきたいと思います。
- 地域としての人のつながりが希薄になっているように感じます。ともに支えあえるような地域づくりが必要だと感じます。

③今後のまちづくりへの要望・提案

- よく、休日などに遠方まで出かけたという声を聞くので、親子で遊べる施設が近くにあればと思います。
- 子育てに悩む保護者が集まり、情報交換をしたり、専門家からアドバイスをもらったりできる支援センターのような施設があったらいいと思う。毎日ではなくても、曜日を決めて開設すれば、利用したい保護者は多いのではないかでしょうか。
- 不登校生、引きこもり青年等のための居場所の施設も必要であると考えます。
- 何よりも医療の充実を望みます。子育て世代のみならず、どの世帯でも、できるだけ地元で十分な医療を受けられることが、安心して暮らせる町づくりになると思います。

④あなた（貴団体）がこれまで関わった子どものうち、背景に貧困が伴うと考えられる子どもの状況についてお答えください。

- 家庭学習の定着が難しく、学力的にも課題があると考えられます。
- 学級費を持ってくるのが、たびたび遅れることがあります。
- 貧困が原因ではないかと思いますが、朝食を食べずに登園して来る園児が数名あります。

⑤背景に貧困が伴うと考えられる子どもがいる世帯に多くみられる困難な状況についてお答えください。

- 子どもと向き合わない。
- 世間を気にしている。
- 準備するものが用意できない、お風呂に入れない等で周りからいじめられたりすることもあるのではないかと思います。
- これまでに関わったほとんどの要支援家庭では、保護者の子育てについての意識の低さが大きな問題でした。それ故、学校だけではなかなか対応しづらく、また、行政や関係機関が連携して対応しても改善されにくい。

⑥あなた（貴団体）が背景に貧困が伴うと考えられる子どもや保護者に対し、行った支援についてお答えください。

- 毎日の視診・記録。
- 関係機関への情報提供と連携。
- 貧困だったのかは分かりませんが、子どもを2か月から迎えに行って園に連れてきました。園でお預かりする間に、体を清潔にしたり、授乳したりしてお腹を満たして帰しました。洗濯も園でできる限りするようにもしました。
- 精神的ケア、食事の支援、金銭管理のアドバイスと具体的な実行のための援助、学習支援、衣服の提供、相談支援、家事支援、利用可能な制度の情報提供。

⑦困難を抱える子どもとその家庭への支援にあたって、課題となっている点についてお答えください。

- 子育て支援の中心となる機関（子育て支援センター）が必要であると思います。現在、「子ども未来課」が担当されていますが、専門職員（臨床心理士やカウンセラー等）の配置が不可欠であると思います。
- 子どものなかに、大人の都合により生活リズムが乱れて登園が遅れたり、朝食を食べずに登園するなど不規則な生活リズムの子がいます。

⑧困難を抱える子どもとその家庭への支援に必要なことについてお答えください。

- 一時的な支援だけではなく、その家庭の子どもがどの年齢になっても支援できる町全体の組織づくりの底上げが必要と感じます。子育て支援の学習を保育士・保健師だけと考えず、行政も一緒に学ぶ町になればと思います。
- 相談のできる場所やその子たちが心地よくいれる居場所。
- 定期的な訪問等で常に気を配り、子ども、保護者にとって相談しやすい環境を整えること。

## 第3章 第1期子ども・子育て支援事業計画の評価

### 1 達成状況について

#### (1) 評価の方法

「第2期串本町子ども・子育て支援事業計画」策定の基礎資料とするために、現行の子ども・子育て支援事業計画の3つの基本目標それぞれに位置づけられている施策ごとの達成度について、評価基準日を平成31年3月31日（平成30年度終了）時点として、担当課の職員が自己評価を行いました。

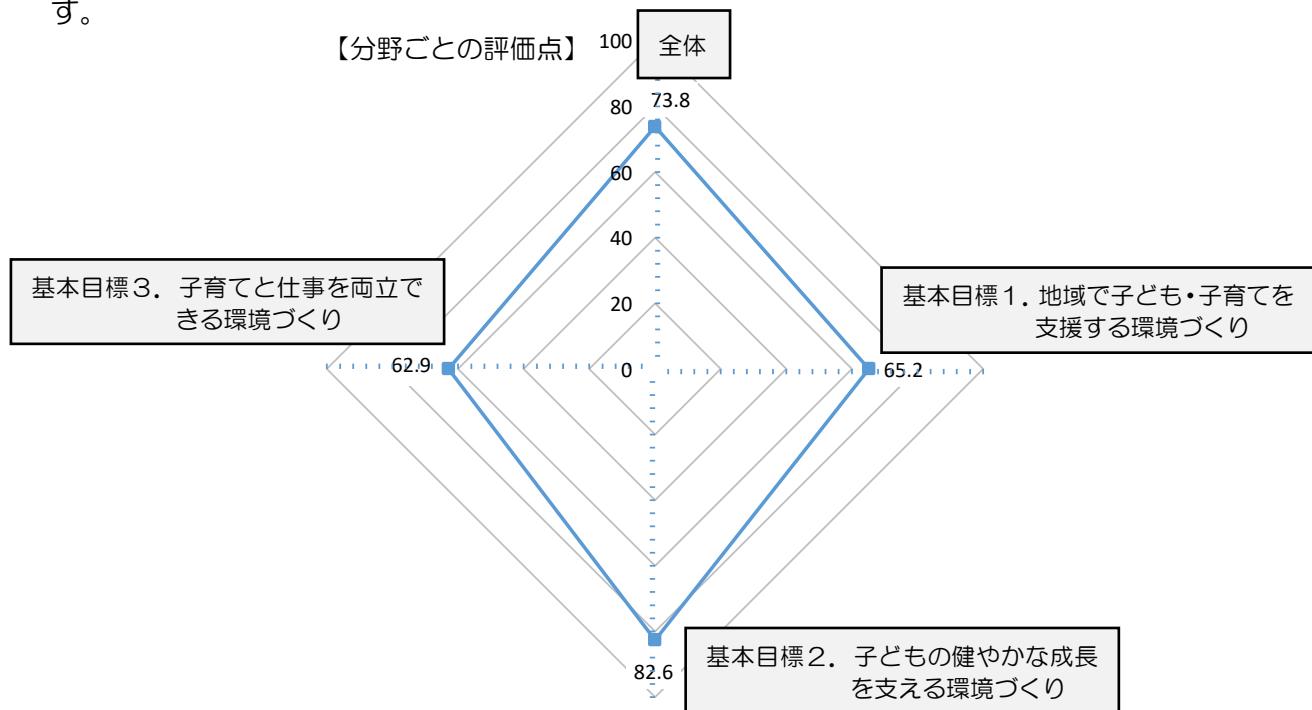
#### ■評価の基準

達成度	評価内容	達成状況
A	計画に掲げた施策を達成した。	80~100%
B	計画に掲げた施策を概ね達成した。	60~80%程度
C	現在、施策の達成に向けて動いている。	40~60%程度
D	現在、施策の達成に向けて動き始めている。	20~40%程度
E	現在、ほとんど手をつけていない。	20%未満

#### (2) 分野ごとの評価結果

上述の評価の基準で、施策ごとに採点（A=100点、B=80点、C=60点、D=40点、E=20点）を行い集計した結果、計画全体の評価点は73.8点となっています。

また、基本目標ごとの評価点は、「基本目標2. 子どもの健やかな成長を支える環境づくり」が82.6点と最も高く、次いで、「基本目標1. 地域で子ども・子育てを支援する環境づくり」が65.2点、「基本目標3. 子育てと仕事を両立できる環境づくり」が62.9点と続いています。



## 2 分野ごとの主な課題と今後必要な取組み

### 基本目標1. 地域で子ども・子育てを支援する環境づくり

#### 施策1 子どもの健全育成活動の推進

- 児童館の有効活用については、各課や諸機関と連携し、地域福祉活動の拠点施設として、どのような役割や事業を展開する必要があるのか考えていく必要がある。
- 子ども会活動の推進については、人口減少に伴う子ども会会員の減少、各単位子ども会活動の格差が課題であり、学校統合に併せた単位子ども会の統合等を検討する必要がある。
- 世代間交流の推進については、地域と学校との連携・協働をさらに推進するため、学校運営協議会委員により多くの取組みに関わってもらえるよう努める。
- スポーツ・レクリエーション活動の推進については、施設老朽化による維持管理や少子高齢化・人口減少による参加人数の減少が課題となっている。適正な施設管理に努めるとともに、子どもから大人までが利用できるニュースポーツ・障害者スポーツ等の取組み、一般向けスポーツ大会・文化活動等への参加促進に取り組む。

#### 施策2 地域における子育て支援サービスの充実

- 相談機能の充実については、就学後の相談事業に関しての相談連携体制が整備されておらず、今後、学校・教育課などとの連携強化が課題である。
- 子育て情報の充実について、子育て支援サービスや各種の情報を集約した情報誌は、各支援センター、保健センターに配置のみで、インターネット等のタイムリーな情報掲載は未実施であり、情報拡散についての方法も支援センターと共同で実施していく必要がある。

#### 施策3 地域での子育て支援ネットワークの推進

- 子育てサークル活動への支援については、子育て中の保護者のニーズを把握し、子育て支援センター等と協力し、保護者同士が集まり、気軽に話ができるよう環境づくりを行う。
- 託児ボランティアの育成・確保については、ボランティア育成は難しく、人材確保としては、保健推進員の活動として託児を依頼し、保護者の事業参加を促していく現状維持となる。保健推進員の年齢構成の検討は課題である。

#### 施策4 子育てを支援する生活環境の整備

- 遊び場の情報提供については、子育てガイドブックのデータ化・母子保健事業等に関するホームページの整備等情報周知について、方法の検討が必要である。
- 安全な道路交通環境の整備について、地区からの要望箇所については、引き続き要望していくこととしているが、歩道整備事業の実施に向けては、地籍調査の実施及び用地協力が必要となる。
- 子どもを取り巻く有害環境対策の推進については、スマートフォンを通じて子どもが有害情報に触れる機会が増加傾向にあると考えられるので、必要な学習機会の提供に取り組む。

## 基本目標2. 子どもの健やかな成長を支える環境づくり

### 施策5 子どもや母親の健康の確保

- 疾病等の予防・早期発見の促進については、予防接種をさせないという保護者が一定数いるので、訪問や健診ごとに必要性を説明し続けていく。また、乳幼児健診で発達の気がかり、養育上の気がかりのある家庭においては、今後も訪問等で状況把握に努める。
- 不慮の事故防止対策の推進については、適切な応急処置についての自主研修等が必要である。

### 施策6 食育の推進

- 食生活に関する啓発の推進については、各種教室に食に関して意識の高い人は参加しているが、食生活に関して課題のある家庭については、参加率が低い。どのように情報提供していくかが課題である。

### 施策7 親育ちの支援

- ひとり親家庭等の自立支援の推進については、利用できる事業やサービスについて、把握していない保護者が多い。必要な時に必要な情報を提供できるよう、ハローワーク等と連携し、自立支援に関する情報を目にしてもらう機会を増やす。

### 施策8 要支援家庭への対応等きめ細やかな取組み

- 児童虐待防止ネットワークの推進については、関係機関の情報共有が十分に果たせていないことがある。定期的に集まり、情報共有、対応協議を行う機会が必要である。
- 特別支援教育に関する研修の充実については、保健センターと連携し引き続き研修を実施していく。教職員の参加を増やすため、参加しやすい時間帯を設定する。

### 施策9 信頼される学校づくりの推進

- 学校施設の開放については、各学校の体育施設は老朽化等により施設の維持管理が課題となっているため、引き続き適正な施設管理に努める。また、利用者が固定化していることから、新たな方々の利用促進に取り組む。
- 学校の安全管理に関する取組みの推進については、防災に関わる内容では、避難行動や避難場所等が示されており、避難場所の点検は行われているが、避難所設営等避難後の対応がマニュアルに示されている学校が少ないため指導する。また、登下校時における安全確保に必要な「通学路における合同点検」が毎年実施されていなかったので実施する。

### 施策10 子どもの豊かな心の育み支援

- 子どもの悩み相談体制の充実については、串本町内全中学校及び串本小学校のスクールカウンセラーを継続する。スクールソーシャルワーカーについては、相談案件は増加傾向にあることから、配置日数を年間35日から年間50日に増加することを県に要請する。
- 人権を重視した教育の推進については、いじめは許さないという学校の姿勢は継続しつつ、いじめはどこの学校でも起こりうることとして、いじめが起こった場合の対応について、常にシミュレートしておく体制整備を啓発する。

#### 施策 11 子どもの安全及び防犯の確保

- 交通安全教育の推進については、各小学校区によりヘルメット着用にはらつきがあり、ヘルメット着用・保険加入が努力義務になったことを受け、各学校に啓発する。また、チャイルドシート購入費補助について、引き続き関係各課と連携し、助成制度の周知を行います。

### 基本目標3. 子育てと仕事を両立できる環境づくり

#### 施策 12 子育てと仕事が両立できる就労環境の充実

- 労働時間短縮等の促進については、職員を増やすことが困難な状況にある一方で、仕事の内容は複雑化・多様化しており、労働時間の短縮には、業務の効率化を進める必要がある。職員一人ひとりが、自身の業務内容・量を的確に把握し、業務改善・効率化を少しづつ積み上げていくことで労働時間の縮減を図る。

#### 施策 13 男女共同参画の視点に立つ家庭生活の実現

- ワーク・ライフ・バランスの推進については、町民アンケートで「ワーク・ライフ・バランス」という言葉の周知度が低いことが判明したので、ポスター掲示だけでなく、町広報を用いた、より一層の啓発活動が必要である。
- 男女共同参画意識の向上については、令和元年度中に基本計画を策定する。また、町民アンケートから、「男女共同参画」という言葉の周知度が全国調査の結果よりも低いことが判明したので、今後、講座の開催や町広報を用いるなど、より一層の啓発活動が必要である。

## 第4章 計画の基本的な方向性

### 1 計画の基本理念

全国的には、少子化に加え都市部においての待機児童問題、子どもの虐待やいじめ、さらには子どもの貧困も問題となっており、複雑化する子どもや子育て家庭を取り巻く環境に対応することが求められています。

また、教育・保育のサービスの「量」の確保とともに、これからは子ども一人ひとりの状況に応じるなど、サービスの「質」の向上が求められており、さらに、女性の就業率の向上に伴い、延長保育事業や一時預かりなど、様々なニーズに応じた支援も求められています。

こうした状況へ対応するため、本計画では、これまで進めてきた第1期串本町子ども・子育て支援事業計画からの基本理念を踏まえ、子どもの健やかな成長と子育て家庭を地域全体で支援するため、第2期串本町子ども・子育て支援事業計画を策定します。

#### 【基本理念】

地域の温もりで子が育つまち串本



## 2 計画の基本目標

### 基本目標1 地域で子ども・子育てを支援する環境づくり

多様化・複雑化した社会のなか、子どもたちはまちぐるみで見守っていかなければなりません。本町では、まちぐるみで子どもたちを見守ることができる、子育て支援サービスを推進し、特に地域における子育て支援ネットワークの充実を図り、子どもと保護者双方の育ちを支援していきます。また、人と人のつながりが希薄になっているため、ひとりで育児に悩んでいる人や、引きこもりがちな子どもへの対応が必要であり、よりきめ細やかな支援をすることが重要となっています。

子どもを安心して産み育てることができるような安全なまちにするため、警察や認定こども園、学校等との連携の強化や子育てバリアフリーの視点を取り入れた地域の住環境、道路交通環境、公共施設や公共交通機関等の整備等を推進するとともに、SNS・スマートフォンの普及によるトラブルが社会的にも問題となっていることから、子どもを取り巻く有害環境対策を推進していきます。

【施策1】子どもの健全育成活動の推進

【施策2】地域における子育て支援サービスの充実

【施策3】地域での子育て支援ネットワークの推進

【施策4】子育てを支援する生活環境の整備

## 基本目標2 子どもの健やかな成長を支える環境づくり

結婚・妊娠・出産・育児まで、すべてのライフステージにおける切れ目のない支援が重要となっており、すべての子どもの健やかな成長の実現に向けて、安全な妊娠・出産の体制の確保と育児不安の軽減、子どもの疾病の予防等を目的とした健康相談や家庭訪問の充実を図り、妊娠期から継続した育児支援を推進します。

また、ひとり親家庭、虐待にあった子どもや障がいのある子どもを養育している人など、すべての子育てをする人々に対して、必要な物的・人的資源や情報資源を確保しながら、多様な子育て支援サービスを図っていきます。

【施策5】子どもや母親の健康の確保

【施策6】食育の推進

【施策7】親育ちの支援

【施策8】要支援家庭への対応等きめ細やかな取組み

【施策9】信頼される学校づくりの推進

【施策10】子どもの豊かな心の育み支援

【施策11】子どもの安全及び防犯の確保

## 基本目標3 子育てと仕事を両立できる環境づくり

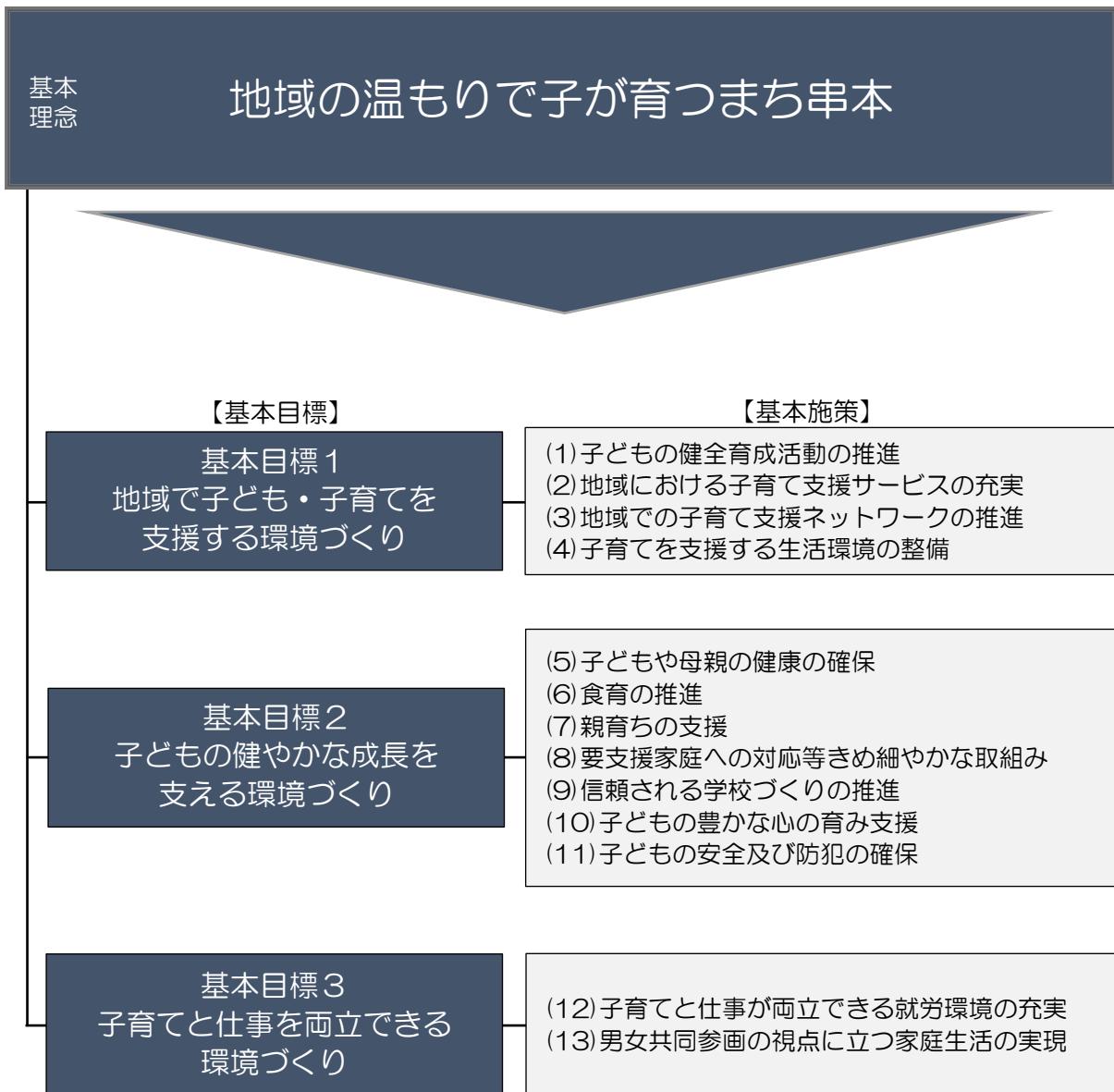
男女共同参画社会が進むなか、父親・母親ともに仕事と家庭の両立が大きな課題となっており、男女ともに子育てをしながら働きやすい社会を実現すべく、多様で弾力的な保育サービスの充実を推進していきます。また、町では少子化が深刻化しているため、町民の結婚や出産についての希望を満たすことも重要であり、そのためにも、結婚・妊娠・出産・育児の切れ目のない支援が必要となっています。

さらに、男性も子育てに参加することができるようにするため、子育て家庭に配慮した企業の取組みが促進されるよう、企業への働きかけに取り組んでいくとともに、父親が子育てに目を向け、家族全体で協力して子どもを産み育てていく意識を広めていきます。

【施策12】子育てと仕事が両立できる就労環境の充実

【施策13】男女共同参画の視点に立つ家庭生活の実現

### 3 計画の体系図



## 第5章 施策の展開

### 基本目標1 地域で子ども・子育てを支援する環境づくり

#### 【施策1 子どもの健全育成活動の推進】

事業名	事業内容	担当課
相談体制の充実	子育て支援室を中心として、保護者、園・学校からの相談窓口として各関係機関と連携しながら相談体制の充実を図ります。「教育相談窓口の場（子ども、保護者、教職員）」「交流の場（“遊びの広場”）」「研修の場（教員のための研修、保護者のための研修）」「つなぐ場（子育て支援に関わる関係機関をつなぐ）」の4つの場を大切にし、それぞれの機能の充実と発展に努めます。	こども未来課
児童館の有効活用	児童健全育成活動の拠点施設として、子どもや地域のニーズにあった児童館の利用方法を検討します。	こども未来課
子どもの居場所づくり	児童の放課後の居場所づくりとして開設している「ふれあいルーム」及び「コミュニティ教室」を継続し、学校を活用した居場所づくりを行うとともに、児童の健全育成に努めます。	教育課
子ども会活動の推進	子ども会関係者の研修会等を実施し、関係者の資質向上に取り組みます。また、児童を対象とした事業内容の充実を図り、串本町の将来を担う感性豊かな子どもの健全育成に努めます。単位子ども会については、近隣の子ども会との連携促進を図ります。	教育課

事業名	事業内容	担当課
世代間交流の推進	子どもたちが体験から得る協調性、思いやりの心を育むため、高齢者等の異世代とふれあう機会の提供や地域の行事等に参加できる取組みを推進します。具体的には、町内全小・中学校にコーディネーターを配置して、学校、家庭、地域の3者がともに知恵を出し合い、連携・協力しながら子どもたちの豊かな成長を支える「コミュニティスクール」を推進します。	教育課
郷土の歴史・文化とふれあう機会の充実	古くから海上交通の要衝、漁業のまちとしてにぎわいのあった串本町は、多くの歴史的に価値ある文化財や史跡、伝統あるお祭りがあります。まちに誇りを持ち、次の世代に串本の素晴らしいを伝承していくために、世界遺産大辺路街道の保全、漁具等の収集活動等を行い、郷土の歴史や伝統文化とふれあう機会の充実を図ります。	教育課
スポーツ・レクリエーション活動の推進	現代社会においてのスポーツは、健康の保持、体力の増進、生活の楽しみを探求するものとして、ますます重要性が高まっており、串本町に即した多様なスポーツクラブ、ニュースポーツ、レクリエーション活動の促進を図ります。具体的には、町民大運動会、歩こう会、グラウンド・ゴルフ、ゲートボール等の各種スポーツ大会等を実施し、住民のニーズに沿った学習機会を提供するとともに地域のスポーツ活動の推進を図ります。	教育課
児童・生徒による地域活動の促進	児童・生徒が地域の方々とともにを行う地域学習や地域活動を通して、社会規範や連帯意識を身につけることができる事業の充実を図ります。また、各地域にコーディネーターを配置し、活動内容の充実を図ります。 地域ぐるみで子どもを育てる体制を確立し、地域の教育力向上を高め、児童・生徒と地域の方々がともに学びあえる環境づくりに取り組みます。	教育課
学校・家庭・地域の連携強化	学校、家庭、地域が一体となって、子どもの豊かな育ちや学びを支えるとともに、人と人とのつながりを築くコミュニティスクールの取組みを推進します。	教育課

【施策2 地域における子育て支援サービスの充実】

事業名	事業内容	担当課
相談機能の充実	出産や育児不安、子どもの成長、発達、行動、しつけ等、養育上の様々な問題、心配ごとについての相談に対して、きめ細やかな対応ができるよう、相談体制を充実させていきます。主に、子育て世代包括支援センターを中心に、地域に密着した相談支援の実現を目指します。	保健センター
子育て情報の充実	子育て支援サービスや各種の情報を集約した情報誌の作成、インターネット等へのタイムリーな情報掲載等、あらゆる媒体を通じて子育て支援情報を提供し、子育ての負担、不安の軽減を図ります。	保健センター
地域における子育て支援意識の向上	みんなで取り組む子育て支援社会の形成に向け、住民や地域の意識を高める啓発活動を推進します。子育て家庭のみならず、単身者や子どものいない家庭も含め、全町民がそれぞれの立場で子育て支援を考え、地域ぐるみで支えあう意識や気運づくりに向けた啓発活動を実施します。	保健センター
主任児童委員、民生委員・児童委員活動の充実	健やかに子どもを産み育てる環境づくりを、社会全体の課題として捉えて支援するために、主任児童委員、民生委員・児童委員との連携を密にし、地域における子育て相談・支援体制の充実を図ります。	福祉課

【施策3 地域での子育て支援ネットワークの推進】

事業名	事業内容	担当課
地域子育て支援拠点事業の充実	身近な場所に子育て中の親子が気軽に集まって相談や交流ができるよう、交流の場の提供、子育ての相談と援助の実施、情報の提供、子育て講演等を実施します。	子育て支援センター
子育てサークル活動への支援	子育てへの悩みを共有し、気軽に相談のできる子育てサークルを育成し、活動への参加を促進するとともに、各サークルが自立した活動ができるよう、サークル同士のネットワーク化や運営・活動への支援を図ります。	子育て支援センター
子育てボランティアの育成	地域の人材を積極的に活用し、子育てを支援するため、ボランティアの発掘・育成に努めるとともに、活動しやすい環境の整備に努めます。また、関係団体等と連携し、情報発信や環境づくりを推進します。	子育て支援センター

#### 【施策4 子育てを支援する生活環境の整備】

事業名	事業内容	担当課
遊び場の確保・整備	<p>社会状況や住民のニーズにあわせて、既存公園施設の機能の充実を図り、子どもたちが安心して遊べる公園整備に努めます。</p> <p>また、小学校のグラウンド等、既存施設をより利用しやすくするため、管理・運営について検討します。</p>	こども未来課
遊び場の情報提供	既存施設のより一層の活用を図るため、公園等利用可能な施設の位置や内容等、遊び場の情報をその他の育児情報とともに提供します。また、関係団体等への情報周知を行い、全町民への情報提供が行われるよう、連携体制の強化を図ります。	保健センター
安全な道路交通環境の整備	子育て家庭が安心・安全に生活していくことができるよう に、子どもの視点、子ども連れの親の視点に立った道路交通環境の整備を目指します。幅員の狭い道路の拡幅や歩道の整備については地域住民との合意形成を図りながら、なるべく身近な生活道路の整備から優先的に実施を検討します。また、引き続き、国道42号についても整備を要望していきます。	建設課
公共施設におけるバリアフリー化の推進	公共施設等の建設にあたっては、県の条例に沿うよう事前に協議した上でバリアフリーを進めていきます。既存施設については、住民の要望を把握しつつ計画的にバリアフリー化を図ります。特に公共施設のトイレについては、子育て世帯に優しいトイレ整備を推進します。	建設課
美しい自然景観保存の推進	令和元年度に南紀熊野ジオパークセンターが完成し、地域資源の「保全」と「活用」を同時に考える取組みが高まっています。ジオパークについての講義を学校で行うなど、子どもたちのまちへの愛着と自然保存及び地域資源の活用、持続可能な発展への意識を育み、次代の子どもたちへ引き継いでいきます。	教育課
子どもを取り巻く有害環境対策の推進	有害情報発生の未然防止及び発生時の適切な対応についての教育を、子どもだけでなく保護者を巻き込んで実施します。警察署による出前授業（キッズサポート）に加え、官民が連携して行っている啓発講座（スマホ・ケータイ安全教室）等が学校現場や地域において、親子参加のもとで効果的に活用されるよう推進に努めます。	教育課

## 基本目標2 子どもの健やかな成長を支える環境づくり

### 【施策5 子どもや母親の健康の確保】

事業名	事業内容	担当課
乳幼児健康診査・歯科健診の推進	乳幼児を対象に、疾病や障がいの早期発見、早期対応を図るために、乳幼児一般健康診査や歯科健診等、各成長段階・特性にあわせた有効な健康診査を行います。そして健康診査時に、成長・発達・栄養・子育て等に関する相談・保健指導を行うとともに、保護者の健康状態や生活・育児状況を把握し、安心して健全な子育てができるための支援を行います。また、健康診査の未受診者の把握に努め、すべての乳幼児への保健サービスの提供を目指します。未受診者については、家庭訪問や園訪問を通して子どもとの面接の実施に努めます。	保健センター
産前・産後のサポート教室・講習等の保健情報の普及	保護者が出産、育児に必要な情報を得るために、産前・産後のサポート教室、子育て講演会等の各種講座や講演会を通じた知識の普及を図るとともに、訪問指導や健康相談等の実施により、ニーズに応じたきめ細やかな情報提供と有効な実践活動の普及・啓発を図ります。	保健センター
疾病等の予防・早期発見の促進	感染症の発生及び蔓延を予防するために、予防接種に関する正しい知識の普及を図り、予防接種率の向上を目指します。妊産婦や乳幼児を対象とした健康診査の実施及び健康診査後の事後フォロー等により、疾病及び発育・発達上または養育上の問題の早期発見に努め、適切な医療機関等への受診、相談の勧奨により、早期対応を促進します。	保健センター
不慮の事故防止対策の推進	乳幼児の死亡原因の上位を占める誤飲、溺水、転落、やけどといった不慮の事故を未然に防ぐために、乳幼児健診等の場において、子どもの発達段階に応じた事故防止対策の啓発を行うとともに、関係機関とも連携した事故防止及び適切な応急処置等に関する教育・情報提供の推進に努めます。	保健センター
ブックスタートの実施	乳児のことばと心を育むためには、あたたかな温もりのなかで優しく語りあう時間が大切です。「絵本」を介して、肌の温もりを感じながらことばと心を通わせるブックスタート事業を継続実施します。	保健センター

事業名	事業内容	担当課
絵本の読み聞かせ活動の充実	本に親しみ、感情表現豊かな子どもが育つ環境づくりを目指し、3歳以上の子どもを対象とした絵本の読み聞かせ活動の充実に努めます。また、読み聞かせ会の周知方法を検討し、関係機関との連携によって、より多くの子どもが絵本とふれあえるよう努めます。	教育課

## 【施策6 食育の推進】

事業名	事業内容	担当課
食生活に関する啓発の推進	「食」は、人の生きる糧であり、望ましい食生活を定着することは、健康的な生活習慣を形成する基本となることから、乳幼児期は各健診時や離乳食教室で、妊産婦については産前・産後のサポート教室で栄養士による指導を継続実施します。また、保育所の給食だよりなどにおいて食に関する知識の普及・啓発を図り、家庭で健全な食生活が営めるように支援します。	保健センター
「食」への関心の醸成	欠食や偏食など食生活の変容に関心を持ち、心身の発達に適切な「食」についての理解を深めるために、給食や家庭科、総合的な学習の時間などの教育課程において、食に関する知識と関心を醸成する教育を推進するとともに、学校給食センターと連携した「食育指導」の充実を図ります。	教育課

## 【施策7 親育ちの支援】

事業名	事業内容	担当課
次代の親の育成	こども園や保育所での中学生による職場体験活動などを通じて、家庭の大切さや子どもを産み育てるこの意義を理解し、子どもが社会の一員として、自覚と責任を持って行動できる社会性を育むための取組みを進めます。	教育課
ひとり親家庭等の自立支援の推進	ひとり親家庭が自立した生活を営むことができるよう、相談事業や経済的支援、就業支援に取り組んでいきます。また、ひとり親家庭への自立支援に関する事業等を幅広く知ってもらえるように、より一層の情報提供に努めます。	こども未来課
家庭支援の推進	若年妊娠や、精神疾患を持ちながら子育てされている方、子育てをする環境に乏しい家庭への支援等、家庭の支援が必要な方への支援を推進します。	保健センター

事業名	事業内容	担当課
各種手当・助成の継続	<p>現在、実施している児童手当、児童扶養手当、特別児童扶養手当、乳幼児医療費助成事業、ひとり親家庭の医療費助成事業を継続実施します。</p> <p>「ひとり親家庭医療費入院時食事療養費助成事業」及び「乳幼児医療費入院時食事療養費助成事業」は非課税世帯に該当した場合を対象とし、支給額の2分の1を助成します。「父子家庭を対象とした児童扶養手当」及び「小学6年生を対象とした歯科治療に係る医療費の無料化」も継続実施します。</p>	こども未来課 住民課

#### 【施策8 要支援家庭への対応等きめ細やかな取組み】

事業名	事業内容	担当課
児童虐待防止ネットワークの推進	<p>福祉、教育、保健、医療、警察等で形成される児童虐待防止ネットワークの強化を図るとともに、虐待防止マニュアルの配布や啓発等を通じて児童虐待防止を推進します。</p> <p>虐待の事案に関しては、要保護児童地域対策推進協議会を中心として、関係機関の密なる連携のもと、速やかな対応に努めます。</p>	こども未来課
児童虐待等に関する啓発	児童虐待の発生予防や早期発見に向けて、地域全体の意識が向上するように、啓発活動を推進します。	こども未来課
障がいを持つ子ども・発達に気がかりのある子どもへの支援の推進	<p>心身に障がいのある子どもの健全な発達を促すため、早期療育体制の充実に努め、十分な保育や教育を受けることができるよう、関係機関の連携を強化します。</p> <p>また、発達に支援の必要な子どもや家庭に対して、個人面談を通して親子教室や相談事業につなげる体制を整えます。必要がある場合は、通園の療育施設へとつなげ、こども園・保育所への情報提供を行いながら、関連職種で子どもの全体像を捉え、家庭をフォローできる体制づくりを推進します。なかでも保護者が育てにくいと感じている子どもへのフォローや、家庭環境・親子関係にフォローがいる家庭への支援、発達に関して少しうっくりな子どもの支援を強化します。</p>	保健センター
特別支援教育に関する研修の充実	教職員や保育教諭等が、特別な支援が必要な子どもに対する正しい知識と理解を持つために、研修の充実を図っていきます。	教育課

【施策9 信頼される学校づくりの推進】

事業名	事業内容	担当課
地域とともにある学校づくりの推進	学校、家庭、地域がともに知恵を出し合い、学校運営に意見を反映させることで、連携・協働しながら子どもたちの豊かな成長を支え、社会総がかりで子どもを育むコミュニティスクール（学校運営協議会制度）を推進します。	教育課
学校施設の開放	各小・中学校の体育施設を開放し、子どもが心身ともに健康に過ごせる環境を維持し、地域のスポーツ振興、住民の交流の場となるよう、利用促進を図ります。また、参加者の固定化を抑制するため、多様な活用方法を検討します。	教育課
学校の安全管理に関する取組みの推進	<p>学校で発生する可能性のある犯罪等の不測の事態に対応し、児童・生徒を、その危険から守るため、こども園、小・中学校で作成されている安全管理マニュアルに基づき、安全管理に関する取組みを実施します。また、安全管理マニュアルについては、実効性のあるものとなるよう定期的に見直しを行います。</p> <p>特に防災に関する内容については、避難訓練の実施方法、避難場所の点検、避難所運営等、近い将来発生が予想されている「東海・東南海・南海地震」に備えたものとなるよう検討します。</p>	教育課
保・こ・小・中連携の推進	<p>幼保連携型認定こども園教育・保育要領、幼稚園教育要領、保育所保育指針、小学校学習指導要領の改訂を受け、教育内容や指導法等について研修、協議を重ね、保・こ・小連携、接続について共通理解を図ります。また、情報交流や研修の機会を拡大し、保育所やこども園、小・中学校と連携しながら、教育内容の充実を図ります。</p> <p>次代を担う子どもたちの育成のため、知・徳・体のバランスの取れた力である「生きる力」を育み、子育てと教育の一体的支援を推進します。</p>	教育課

事業名	事業内容	担当課
特別な支援が必要な子どもたちへの支援体制の充実	特別な支援が必要な子どもがその能力や特性に応じた適切な教育を受けられるよう、就学相談支援体制の充実を図るとともに、可能性を最大限に伸ばし、社会的な自立を支援していきます。また、系統的な指導を行う上では保育所やこども園、小・中学校の連携は不可欠であり、情報交換の場やともに学ぶ場を増やします。	教育課
学校給食について	西の岡に給食センターを建設し、平成27年度より、全小・中学校を対象とした学校給食を実施しています。今後内容のさらなる充実に努めます。	教育課

#### 【施策10 子どもの豊かな心の育み支援】

事業名	事業内容	担当課
家庭・地域と学校との連携	児童・生徒が抱える問題に対して、家庭環境など総合的な視点から対処できるように、学校運営協議会の活性化を図るとともに関係機関や地域関係者との連携を強化します。	教育課
子どもの悩み相談体制の充実	いじめや不登校等に悩みを抱える子どもや保護者に対し、担任の家庭訪問や専門的な立場から児童・生徒のケアにあたるスクールカウンセラー、不登校児童、生徒支援員等による相談活動・不登校支援等を充実させていきます。外部機関との連携を促進し、教育相談の一層の充実を図るとともに、スクールソーシャルワーカー等による教育相談に関わる研修を実施して役立つ情報や知識、技術を学べる場を広く提供します。	教育課
人権を重視した教育の推進	一人ひとりの子どもたちの人権尊重を最重点に置き、善悪の正しい判断力を身につけ、いじめや差別を見抜き、なくすための実践的態度が取れる教育・指導を推進します。各学校において、いじめ防止基本方針及び人権教育全体計画、年間指導計画を適宜見直すとともに、いじめ等の人権侵害は絶対に許さないという学校の姿勢を機会あるごとに打ち出すよう努めます。	教育課
思春期保健・教育対策の充実	性に関すること、生命の尊さに関すること等についての学習の機会を充実し、正しい知識の普及・啓発を図ります。また、10代の自殺、デートDV等の思春期の課題の重要性を認識した教育対策を実施します。	教育課

事業名	事業内容	担当課
喫煙・飲酒・薬物乱用防止教育の推進	未成年者の喫煙・飲酒・薬物による健康への影響について、正しい知識の普及・啓発を図ります。特に薬物乱用防止教室については、各学校で年間1回の研修会を開催します。	教育課

### 【施策 11 子どもの安全及び防犯の確保】

事業名	事業内容	担当課
交通安全教育の推進	<p>交通安全教育は命に関わる教育であり、学んだ知識とともに実践力を身につけることが重要となります。そのため、学校教育においては、計画的な教育課程で実施するとともに、組織的な指導の充実に向けて検討を進めます。さらに、交通安全教室や自転車の乗り方等、関係機関が連携して交通マナーの徹底を図ります。</p> <p>チャイルドシートについては、購入費助成制度の周知により、着用の徹底を図ります。</p>	教育課 総務課
防犯体制の充実	地域の見守り活動等を支援するとともに、警察等関係機関と連携し、防犯啓発・防犯教室等を実施します。また、今後も段階的に防犯カメラ等の設置を検討し、さらなる防犯体制の充実を図ります。	総務課
犯罪を防止するまちづくり	夜間の安全性を高める防犯灯の設置や、公園等における死角の解消などにより、犯罪を防止する環境づくりを推進します。地区の管理している防犯灯に対しては、町が設置・修繕費及び電気料金の2分の1を補助します。	総務課
被害にあった子どもの保護の推進	<p>犯罪等の被害にあった子どもに対しては、一刻も早いケアが必要となるため、カウンセリング等の場や機会を増やしていきます。また、子どもの成長過程において大きな影響を与える出来事は、犯罪等の被害にあうことだけでなく、身近な存在の死（保護者、祖父母、ペット等）や保護者の離婚等、日常生活のなかにも存在しているため、これらの状況も含めて、危機的な状況に対応できる体制づくりを検討していきます。</p> <p>児童相談所や専門家等との連携を強化し、カウンセリングの充実に努めます。また、重大な案件への対応のため、一元的に管理する部署の創設を検討します。</p>	こども未来課

### 基本目標3 子育てと仕事を両立できる環境づくり

#### 【施策 12 子育てと仕事が両立できる就労環境の充実】

事業名	事業内容	担当課
労働時間短縮等の促進	仕事優先の企業風土を見直すため、労働時間の短縮や柔軟な勤務形態の普及に向けた啓発を行います。国及び関係機関の動向を見極め、労働時間短縮等の促進については、町が率先して取り組み、町の取組みをモデルケースとして、町内事業者に対し、労働時間短縮の促進の普及・啓発に努めます。	総務課
結婚・妊娠・出産・育児の切れ目ない支援の推進	町民の結婚・妊娠・出産に関する希望を実現するため、結婚・妊娠・出産・育児の切れ目ない支援を行います。それぞれのライフステージや地域の実情に応じ、実効性の高い支援策を検討します。	保健センター
育児休業制度の定着促進	育児休業制度の定着促進について、関係機関と連携しながら、様々な機会と媒体を通じて制度の定着活用を進めます。国及び関係機関の動向を見極め、今後も制度の定着・活用を推進していくとともに、男性にも取得しやすい制度の拡充を推進します。	総務課

#### 【施策 13 男女共同参画の視点に立つ家庭生活の実現】

事業名	事業内容	担当課
ワーク・ライフ・バランスの推進	男女がともに、家庭や地域生活等において多様な生き方を選択することが可能となり、生きがいと充実感のある生活を送ることができるよう、ワーク・ライフ・バランスの推進に努めます。また、仕事と生活の調和の実現の視点から、子育てしやすいまちづくりを推進します。	企画課
男女共同参画意識の向上	男女共同参画社会の実現に向け、今後も情報提供を行うとともに、講座の開催など男女共同参画の理解をより深めるための取組みを行っていきます。また、町広報誌等を用いて、家庭における男女共同参画を推進するための啓発活動に努めます。	企画課

事業名	事業内容	担当課
男女共同参画に関する教育の充実	教科指導や特別活動等の学校教育活動において、男女共同参画の視点を取り入れたカリキュラムづくりを推進します。また、教職員の性別役割分担意識をなくす啓発活動を進めます。	教育課
父親の子育て参加の促進	父親対象の育児教室や家庭教育学級の開催など、行政や子育て支援センターが一体となって男性の育児参加の意識を高めていく事業を実施します。そして、子育て参加や社会参加を行う際には、なるべくスムーズな参加が図られるように、研修会の開催時刻や研修内容を工夫する配慮をしていきます。	保健センター

## 第6章 事業量の見込みと提供体制

### 1 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援事業計画では、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況、その他の条件等地域の実情に応じて総合的に勘案し、需要の指標となる量の見込みやその確保策を「教育・保育提供区域」ごとに設定することが、「子ども・子育て支援法」に定められています。

本町では、町内全域で柔軟な需給体制を確保するため、教育・保育提供区域を全町一地区と設定します。

事業区分	区域設定	考え方
1号認定（3～5歳）	町内全域	町内全域で柔軟な需給体制を確保するため、教育・保育提供区域を全町一地区と設定します。
2号認定（3～5歳）		
3号認定（0歳）		
3号認定（1～2歳）		
地域子ども・子育て支援事業	提供区域	区域設定の考え方
①延長保育事業	町内全域	現状の提供体制、利用状況を踏まえ、町内全域とする。
②放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ)		
③子育て短期支援事業		
④地域子育て支援拠点事業		
⑤一時預かり事業		
⑥病児・病後児保育事業		
⑦子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター事業)		
⑧利用者支援事業		
⑨妊婦健康診査		
⑩乳児家庭全戸訪問事業		
⑪養育支援訪問事業		

## 2 教育・保育における量の見込みと確保方策

①1号認定（幼稚園・認定こども園）	
事業の概要	満3歳以上の小学校就学前の子どもで、認定こども園等で教育を希望する場合に利用します。

### ■ 1号認定（3～5歳） (単位:人)

計画年度 項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①見込量計	45	42	38	37	34
②確保方策	86	86	86	80	80
特定教育・保育施設	80	80	80	74	74
認可外保育	6	6	6	6	6
②-①	41	44	48	43	46

②2号認定（認定こども園・保育所）	
事業の概要	満3歳以上の小学校就学前の子どもで、「保育の必要な事由（保護者の就労または疾病等）」に該当し、認定こども園等での保育を希望する場合に利用します。

### ■ 2号認定（3～5歳） (単位:人)

計画年度 項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①見込量計	202	192	174	163	163
②確保方策	209	209	209	179	179
特定教育・保育施設	200	200	200	170	170
認可外保育	9	9	9	9	9
②-①	7	17	35	16	16

**(③)3号認定（認定こども園・保育所）**

事業の概要	満3歳未満の小学校就学前の子どもで、「保育の必要な事由（保護者の労働または疾病等）」に該当し、認定こども園等での保育を希望する場合に利用します。
-------	--------------------------------------------------------------------------

**■3号認定（0歳）**

(単位:人)

項目	計画年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①見込量計		31	30	27	24	22
②確保方策		33	33	33	30	30
特定教育・保育施設		33	33	33	30	30
認可外保育		0	0	0	0	0
②-①		2	3	6	6	8

**■3号認定（1～2歳）**

(単位:人)

項目	計画年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①見込量計		102	102	101	100	99
②確保方策		117	117	117	111	111
特定教育・保育施設		112	112	112	106	106
認可外保育		5	5	5	5	5
②-①		15	15	16	11	12

**確保の内容**

小学校就学前の施設としては、主に認定こども園が多く利用されています。今後も同施設を中心に教育・保育の場を確保・提供することになります。

### 3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

①延長保育事業	
事業の概要	保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園などで保育を実施する事業です。

#### ■延長保育事業 (単位：人日)

計画年度 項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①見込量計	915	906	897	888	879
②確保方策	915	906	897	888	879
②-①	0	0	0	0	0

確保の内容	今後も延長保育を継続実施するとともに、保育内容の充実を図ります。
-------	----------------------------------

#### ②放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

事業の概要	就業等により専門家庭に保護者のいない児童を対象に、授業が終わった後の遊び及び生活の場を提供し、支援員の活動支援のもと児童の健全育成を図ります。
-------	-------------------------------------------------------------------------

#### ■放課後児童健全育成事業 (単位:人)

計画年度 項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1年生	56	56	55	55	54
2年生	30	30	29	29	28
3年生	23	23	22	21	21
4年生	16	15	15	14	14
5年生	14	14	14	13	13
6年生	5	5	5	4	4
①見込量計	144	143	140	136	134
②確保方策	180	180	180	180	180
②-①	36	37	40	44	46

確保の内容	提供体制は確保できている状況です。引き続き総合的な放課後対策に取り組みます。
-------	----------------------------------------

**③子育て短期支援事業**

事業の概要	保護者の疾病や仕事などの事由により児童の養育が一時的に困難となつた場合、または育児不安や育児疲れ、慢性疾患児の看病疲れなどの身体的・精神的負担の軽減が必要な場合に、児童を児童養護施設などで一時的に預かる事業です。
-------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------

**■子育て短期支援事業**

(単位：人日)

計画年度 項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①見込量計	27	26	26	25	24
②確保方策	27	26	26	25	24
②-①	0	0	0	0	0

**確保の内容**

町外の5施設に委託しており、広域で提供体制を確保します。

**④地域子育て支援拠点事業**

事業の概要	乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談・援助・関連情報の提供等を行います。
-------	--------------------------------------------------------

**■地域子育て支援拠点事業**

(単位：人日)

計画年度 項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①見込量計	442	437	433	428	424
②確保方策	442	437	433	428	424
②-①	0	0	0	0	0

**確保の内容**

令和2年度より子育て支援センターは、「りぼん」、「にこにこクラブ」の2か所で事業を実施し、提供体制を確保します。

## ⑤一時預かり事業

### 事業の概要

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児を認定こども園等で一時的に預かり、必要な保育を行います。

#### ■一時預かり事業（幼稚園型）

(単位：人日)

項目 \ 計画年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1号認定	176	167	159	151	143
2号認定	1,093	1,039	987	937	891
①見込量計	1,269	1,206	1,146	1,088	1,034
②確保方策	1,269	1,206	1,146	1,088	1,034
②-①	0	0	0	0	0

#### ■一時預かり事業（幼稚園型以外）

(単位：人日)

項目 \ 計画年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①見込量計	320	306	290	275	267
②確保方策	320	306	290	275	267
②-①	0	0	0	0	0

### 確保の内容

在園児を対象とした預かり保育事業は、認定こども園において実施しています。未就園児の一時預かり事業は、「りばん」と「上野山こども園」で実施しています。

## ⑥病児・病後児保育事業

### 事業の概要

病児・病後児について、病院・保育所などに付設された専用スペースにおいて、保育士などが一時的に保育を行う事業です。

#### ■病児・病後児保育事業

(単位：人)

項目 \ 計画年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①見込量計	200	200	200	200	200
②確保方策	200	200	200	200	200
②-①	0	0	0	0	0

### 確保の内容

令和2年1月よりくしもと町立病院2階において、病児・病後児保育室を開設しました。保護者の子育てと就労の両立支援が可能となるよう提供体制を維持します。

**(7)子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）**

事業の概要	児童の預かり等の援助を受けることを希望する利用会員と、援助を行うことを希望する協力会員が相互に援助活動を行います。
-------	-----------------------------------------------------------

**■子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）**

(単位：人)

計画年度 項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①見込量計	0	0	0	0	0
②確保方策	0	0	0	0	0
②-①	0	0	0	0	0

確保の内容	現在、本町では実施していません。今後、ニーズに応じて実施を検討します。
-------	-------------------------------------

**(8)利用者支援事業**

事業の概要	子ども及びその保護者、または妊娠している方が、教育・保育施設や地域の子育て支援事業などを円滑に利用できるようサポートする事業です。
-------	-------------------------------------------------------------------

**■利用者支援事業**

(単位：か所)

計画年度 項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
基本型・特定型	1	1	1	1	1
母子保健型	0	0	0	0	0
①見込量計	1	1	1	1	1
②確保方策	1	1	1	1	1
②-①	0	0	0	0	0

確保の内容	平成29年度より「りぼん」で事業を実施しています。今後も提供体制の確保に努めます。
-------	-------------------------------------------

## ⑨妊婦健康診査

### 事業の概要

妊婦の健康の保持及び増進を図るために、妊婦に対する健康診査を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

### ■妊婦健康診査

(単位：人)

計画年度 項目	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
①見込量計	68	65	63	60	58
②確保方策	68	65	63	60	58
②-①	0	0	0	0	0

### 確保の内容

全妊婦が健診を受診するよう事業を推進します。

## ⑩乳児家庭全戸訪問事業

### 事業の概要

生後4か月までの乳児のいる世帯すべての家庭を訪問し、子育てに関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

### ■乳児家庭全戸訪問事業

(単位：人)

計画年度 項目	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
①見込量計	57	56	55	53	52
②確保方策	57	56	55	53	52
②-①	0	0	0	0	0

### 確保の内容

全戸訪問ができるよう、事業を推進します。

**(1)養育支援訪問事業****事業の概要**

養育支援が特に必要な家庭を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

**■養育支援訪問事業**

(単位：人)

項目 計画年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①見込量計	10	9	9	8	8
②確保方策	10	9	9	8	8
②-①	0	0	0	0	0

**確保の内容**

実施状況が少数であり、提供体制は十分に確保できている状況です。引き続き、提供体制の確保に努めます。

**(2)実費徴収に係る補足給付を行う事業****事業の概要**

新制度における幼児期の保育・教育については、国が定める公定価格とともに、市町村が利用者負担額を設定しますが、施設によっては、保育・教育に必要な物品の購入に要する実費徴収等の上乗せ徴収を行うことができるとしています。  
本事業はこの実費負担の部分について、低所得者の負担軽減を図るため、公費による補助を行うものです。

**確保方策**

今後の具体的な事業内容については、国の動向に応じて助成の内容等を検討します。

**(3)多様な事業者の参入促進・能力活用事業****事業の概要**

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究、その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置または運営を促進するための事業です。

**確保方策**

今後の具体的な事業内容については、国の動向に応じて事業の内容等を検討します。

## 第7章 計画の推進にあたって

本計画の推進にあたっては、施策に関わる関係部局が連携・協力し横断的な取組みを積極的に進めます。また、子ども・子育てに関わる施策は、保健・福祉・医療・教育等、様々な分野にわたっています。このため、町民（家庭）、認定こども園・保育所・学校等、地域、企業、行政などと連携を図り、子どもと子育て家庭に関する問題やニーズを把握して子育て支援に努めます。

### 1 計画推進にあたっての各主体の役割と責務

#### （1）家庭

子育ての基本は家庭であり、家庭は基本的な生活習慣、社会的な礼儀作法、善惡の判断、他人に対する思いやりを教える重要な役割があります。また、子どもにとって最も安らげる場でもあります。

しっかりとした家庭教育の実践と、父親も積極的に家事・育児に参加し、家族が協力しあい親子のふれあいや家族の絆を深めます。

#### （2）認定こども園・保育所・学校等

認定こども園や保育所、学校は同年代の子どもが集団で生活する場であり、集団生活におけるルールやマナー等を学ぶ場です。専門機関として、子どもたちが社会性を身につけ、個性を伸ばし、豊かな人間性を養うよう保育・教育の充実に努めます。

また、地域と連携し、地域に開かれた子育て支援機関としての役割を果たします。

#### （3）地域

地域における子育ての推進を図るため、その主導的な役割を担う町内の主な各種団体・機関等の連携を図ることにより、子育て環境の充実した地域社会づくりのための推進体制の強化を図ります。

#### （4）企業

子育て中の就労者がしっかりと子育てに向きあえるよう、職場全体の長時間労働の是正、希望に応じた育児休業や短時間勤務を取得しやすい環境づくり等、仕事と家庭生活との両立が図られるような雇用環境の整備を行うことが求められます。

#### （5）行政

本計画を全庁的な取組みとして、総合的・計画的に推進するため、庁内関係各課との連携を強化するとともに、本計画の実現を目指し、これまでに掲げた子育て支援策を積極的に推進し、社会全体に対して、子育ての大切さ、楽しさなどについて広報啓発を行います。

また、計画の進捗状況や評価を公表するとともに、社会情勢の変化に対応し、常に効果的な子育て支援を行うために必要に応じて計画の見直しを行います。

## 2 国・県との連携

総合的かつ効果的な子ども・子育て支援対策の推進を図るため、国・県との連携を図るとともに、町においては関係各課が連携し、子育て支援対策を推進するものとします。

## 3 教育・保育施設の一体的提供の推進

本町では、幼児期における子ども一人ひとりの育ちを支援する質の高い教育・保育を一体的に提供できるよう努めます。

質の高い教育・保育の一体的な提供にあたっては、保護者の就労の有無にかかわらず地域の子どもや家庭が利用できる施設である認定こども園等を通じて育ちと学びの連続性を踏まえた教育・保育を受けることができるようになります。

## 4 教育・保育の質の向上へ向けた取組み

教育・保育の質の向上を図るため、幼稚園、保育所間の人事交流や職員配置基準の見直しを行うとともに、幼稚園教諭と保育士の合同研修などを推進し、教育・保育の一体的な提供の推進に向けての相互理解に努めます。

## 5 子どもの環境を取り巻く国際化への対応

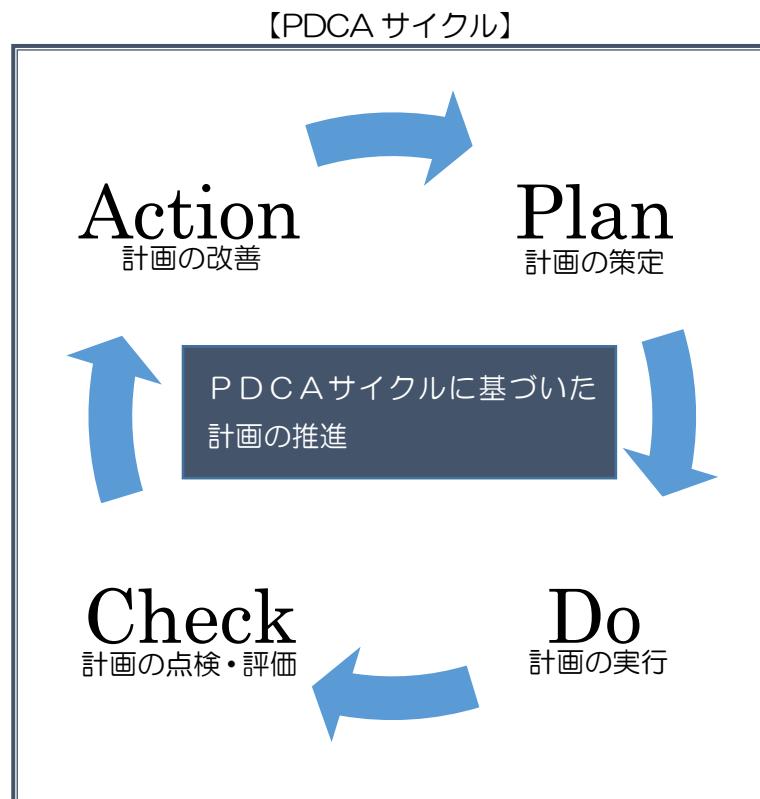
国際化の進展に伴い、教育・保育施設等において、海外から帰国した幼児や外国人幼児、両親が国際結婚の幼児などの外国につながる幼児の増加が見込まれることを踏まえ、当該幼児が円滑な教育・保育等の利用ができるよう、生活に必要な日本語の習得に困難な幼児への支援など、保護者及び教育・保育施設等に対し必要な支援を図ります。

## 6 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

令和元年10月の幼児教育・保育の無償化に伴い、認可外保育施設等を利用する方が無償化の対象となるためには、「子育てのための施設等利用給付認定」を受ける必要があります。本町では、公正かつ適正な支給の確保とともに、給付対象者の利便性等を勘案しつつ、円滑な給付を実施します。

## 7 計画の進捗状況の点検・公表

定期的に計画の進捗状況を把握し、その結果を住民に公表するとともに、住民の視点に立った点検・評価を行い、その結果を毎年度の事業等に反映させるため、PDCAサイクル（計画・実行・評価・改善）に基づいた計画の推進に努めます。



## 資料編

### 1 串本町子ども・子育て会議条例

平成 25 年 6 月 18 日  
条例第 22 号

#### (設置)

第 1 条 子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。)第 77 条第 1 項及び地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、串本町子ども・子育て会議(以下「子育て会議」という。)を設置する。

#### (所掌事項)

第 2 条 子育て会議は、法第 77 条第 1 項各号に掲げる事務を処理するとともに、町が実施する児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)その他の子どもに関する法律による施策について町長又は教育委員会の諮問に応じ調査審議する。

2 子育て会議は、前項に規定する事務及び施策に関し、必要に応じ町長及び教育委員会に建議することができる。

#### (組織)

第 3 条 子育て会議は、委員 12 人以内をもって組織する。

2 委員は、法第 7 条第 1 項に規定する子ども・子育て支援に関し学識経験のある者その他町長が必要と認める者のうちから、町長が任命又は委嘱する。

#### (委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

#### (会長及び副会長)

第 5 条 子育て会議に会長及び副会長各 1 人を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、子育て会議を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

#### (会議)

第 6 条 子育て会議の会議は、会長が招集する。ただし、会長及び副会長が選出されていないときは、町長が行う。

2 子育て会議の会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 子育て会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 子育て会議は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聞き、又は委員以外の者に対し、資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 子育て会議の庶務は、こども未来課において処理する。

(その他)

第8条 この条例に定めるもののほか、子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子育て会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(串本町非常勤の職員等の報酬に関する条例の一部改正)

2 串本町非常勤の職員等の報酬に関する条例(平成17年串本町条例第34号)の一部を次のように改正する。

〔次のように〕 略

附 則(平成28年3月14日条例第1号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

## 2 串本町子ども・子育て会議委員名簿

平成30年度

	所属等	氏名
1	串本町 副町長	清野 武志
2	串本町 教育長	潮崎 伸彦
3	串本町小中学校校長会 会長	濱 正和
4	串本町主任児童委員 代表	橋本 博
5	串本町幼児教育研究会 会長	南 君子
6	串本町幼児教育研究会 副会長	勝山 久美
7	上野山こども園 園長	上地 奈奈
8	子育て支援センター『あったカフェ』代表	岩崎 ひろみ
9	串本学童保育所運営委員会 代表	山中 大資
10	串本町PTA連絡協議会 会長	尾崎 仁一
11	潮岬幼稚園育友会 会長	松村 和哉
12	くしもとこども園保護者会 会長	尾原 佑紀

令和元年度

	所属等	氏名
1	串本町 副町長	清野 武志
2	串本町 教育長	潮崎 伸彦
3	串本町小中学校校長会 会長	野端 則久
4	串本町主任児童委員 代表	知野 光洋
5	串本町幼児教育研究会 会長	畠上 美紀子
6	串本町幼児教育研究会 副会長	矢野 久美
7	上野山こども園 園長	上地 奈奈
8	子育て支援センター『あったカフェ』代表	岩崎 ひろみ
9	串本学童保育所運営委員会 理事長	山中 大資
10	串本町PTA連絡協議会 会長	仲 泰州
11	潮岬こども園育友会 会長	阿川 泰夫
12	くしもとこども園保護者会 会長	寺本 亮



第2期串本町子ども・子育て支援事業計画  
(令和2年度～令和6年度)

発行年月日：令和2年3月  
発 行：和歌山県串本町  
編 集：こども未来課

〒649-3592 和歌山県東牟婁郡串本町串本1800番地  
TEL：0735-67-7027  
FAX：0735-62-4550